第３章　商工労働施策

第１節　商工労働施策の体系

１　商工労働施策の体系

高岡市の将来像「豊かな自然と歴史・文化につつまれ 人と人がつながる 市民創造都市高岡」の実現を図るため、商工労働施策の体系を下記のとおり構成し、各施策の有機的な連携に配慮しつつ、総合的、効果的な施策の展開を図る。

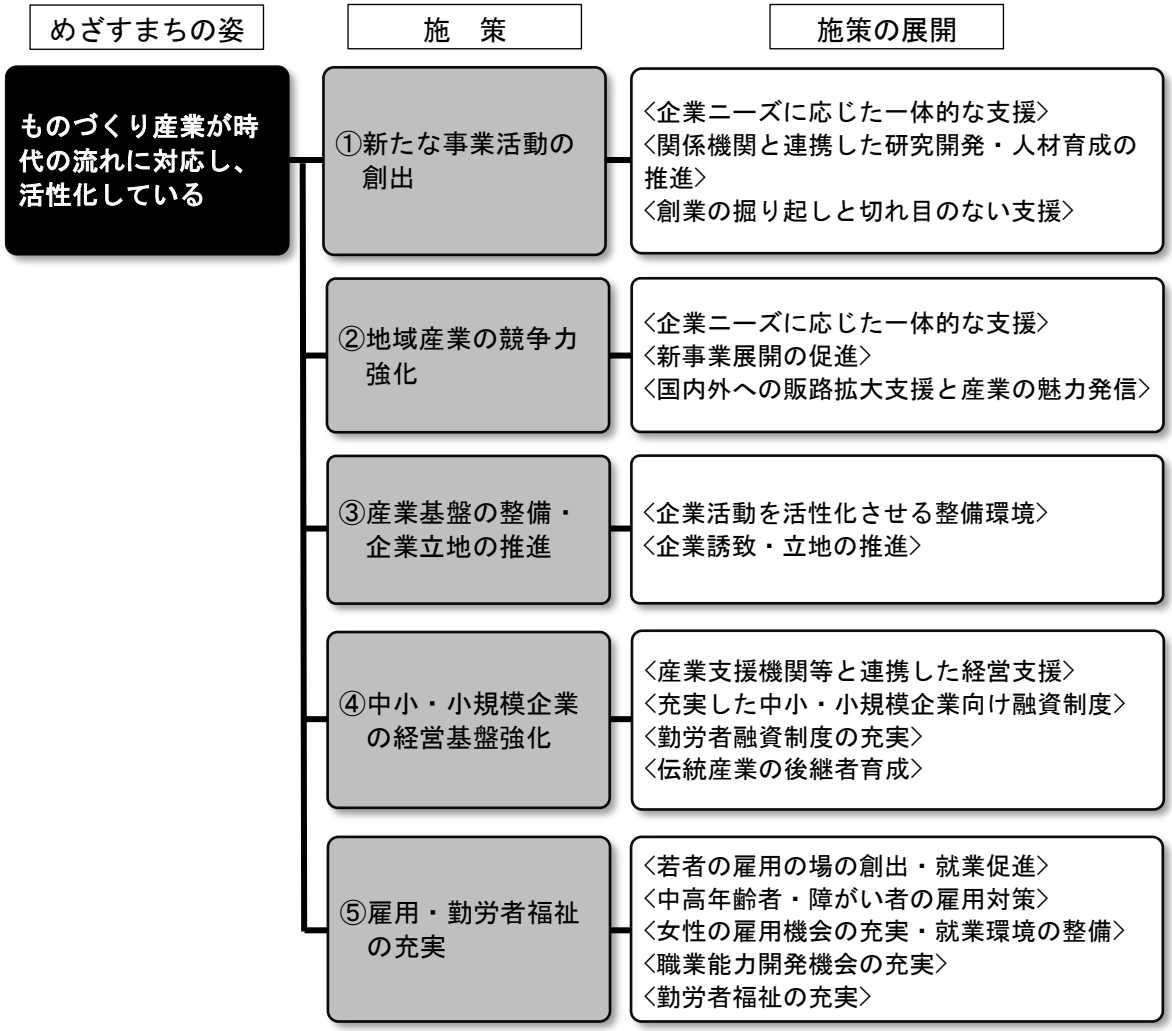

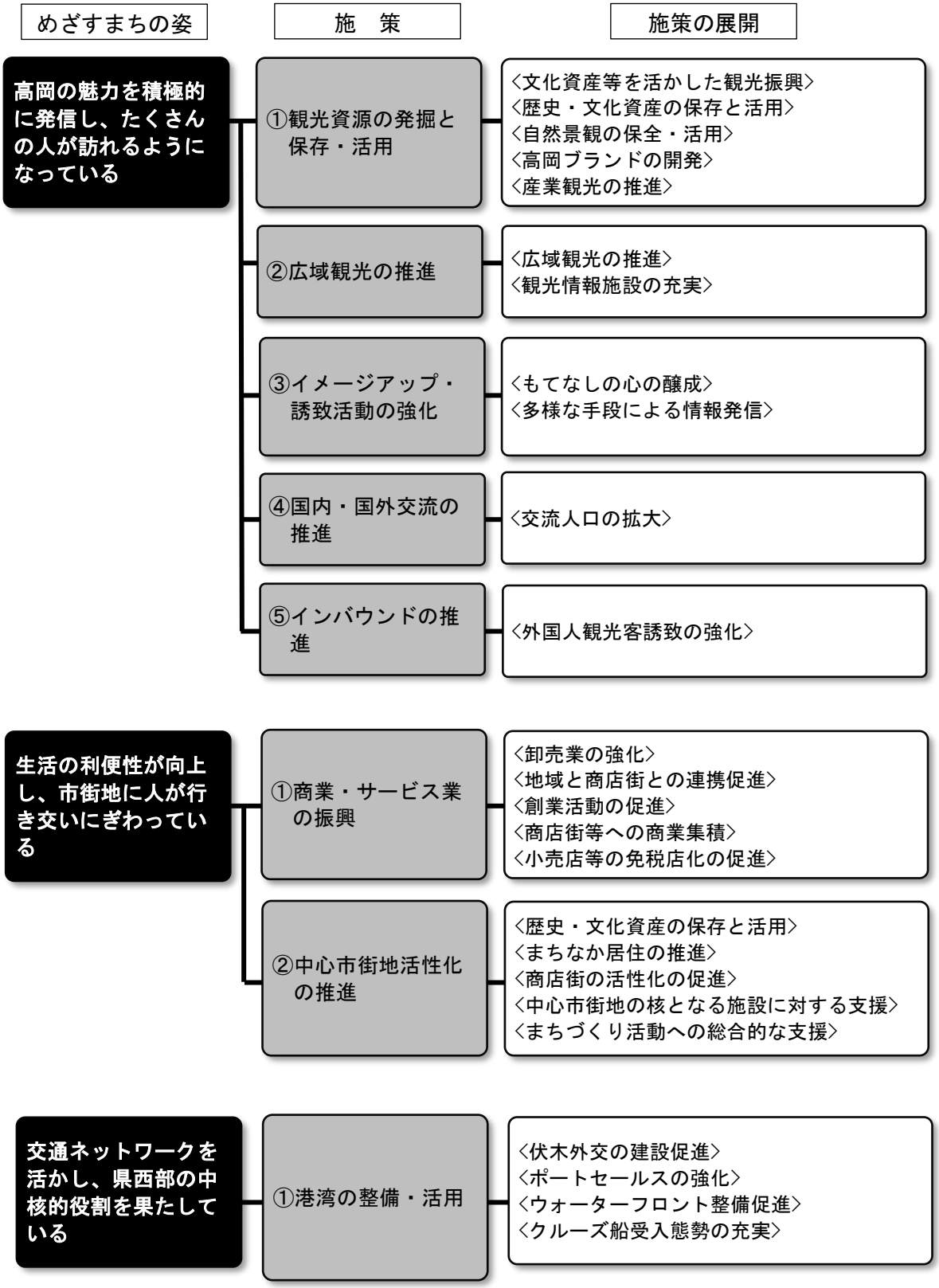
めざすまちの姿
施　策
施策の展開
高岡の魅力を積極的に発信し、たくさんの人が訪れるようになっている
①観光資源の発掘と保存・活用
〈文化資産等を活かした観光振興〉
〈歴史・文化資産の保存と活用〉
〈自然景観の保全・活用〉
〈高岡ブランドの開発〉
〈産業観光の推進〉
②広域観光の推進
〈広域観光の推進〉
〈観光情報施設の充実〉
③イメージアップ・誘致活動の強化
〈もてなしの心の醸成〉
〈多様な手段による情報発信〉
④国内・国外交流の推進
〈交流人口の拡大〉
⑤インバウンドの推進
〈外国人観光客誘致の強化〉
生活の利便性が向上し、市街地に人が行き交いにぎわっている
①商業・サービス業の振興
〈卸売業の強化〉
〈地域と商店街との連携促進〉
〈創業活動の促進〉
〈商店街等への商業集積〉
〈小売店等の免税店化の促進〉
②中心市街地活性化の推進
〈歴史・文化資産の保存と活用〉
〈まちなか居住の推進〉
〈商店街の活性化の促進〉
〈中心市街地の核となる施設に対する支援〉
〈まちづくり活動への総合的な支援〉
交通ネットワークを活かし、県西部の中核的役割を果たしている
①港湾の整備・活用
〈伏木外交の建設促進〉
〈ポートセールスの強化〉
〈ウォーターフロント整備促進〉
〈クルーズ船受入態勢の充実〉

２　第２期高岡市産業振興ビジョンの概要

高岡市では、「高岡市産業の振興及び小規模企業の持続的発展に関する基本条例」（平成 28 年 4 月 1 日施行）第 4 条に掲げる産業振興等に関する指針として、同条第 2 項に基づく産業振興等に係る基本的な方向とそのために講ずる施策をとりまとめ、令和３年度～令和７年度までを計画期間とする「第２期高岡市産業振興ビジョン」を策定した。

第２期高岡市産業振興ビジョンの全体像（計画期間　令和３年度～令和７年度）

第２期産業振興ビジョン策定にあたっての７つの視点（注力すべきポイント）

①事業承継による産業基盤の維持・継続	・事業承継への具体的な取り組みへの強い意識づけと行動を促すため、それぞれの事業者に適した支援施策を的確に提供する体制を構築します。
②人材育成・技術継承による人材確保	・人員不足の解消、専門人材の確保を支援し、生産性の向上と熟練技術者の育成を図ります。 ・若者や女性をはじめとして、様々な人々が活躍することのできる「働く場」の創出を目指します。
③事業継続に向けた適応力の強化	・急激な経済変動にも耐えうる多様な事業展開を推進するとともに、資金繰り等の経営基盤の安定化に努めます。 ・ＥＣサイトやリモート技術の活用など、「新たな生活様式」を踏まえた販路拡大、営業力強化を図ります。
④地域経済の持続的な発展	・恵まれた研究環境を活かし、大学や関係機関と連携して新素材、材料開発を促進し、地域独自の強みとなる産業を構築します。 ・起業・創業をさらに促進するため、特に女性、若者が自由に挑戦し、活躍できる環境を整えるとともに、創業後の継続したサポート体制を構築します。
⑤ＩｏＴ、ＡＩ等の技術革新による生産性向上	・情報化の推進を図る事業者をサポートする専門人材をマッチングし、意識改革と生産性向上を図ります。 ・情報化技術を活用し、企業組織のあり方や個人の仕事の内容や仕方など「組織」と「人」の変革を進める。
⑥企業の地方拠点強化・雇用創出を見据えた企業立地態勢の強化	・至便性の高い交通基盤やものづくり産業を中核とした産業集積を活かした効果的な企業誘致手法の検討を進めます。
⑦広域交流における拠点化	・テーマ性を活かした誘客キャンペーンや多様なストーリー提案などによる観光客の呼込みを図ります。 ・多様なニーズに対応し、様々な人の関心を引き付けるための取り組みを推進します。

＋

支援の基本スタイル

・産業支援機関・金融機関等とのネットワークによる個々の課題への対応（事業承継、デジタル化推進等）
・事業段階に応じた切れ目のないフォロー（伴走支援）
・急激な経済変動等に柔軟に対応可能な中小企業・小規模事業者の経営基盤の確立

支援メニューの積極的発信

・支援メニューの認知度アップ
　使える支援がどこにあるのか？
・成功事例の積極的な発信
　支援がどのように活かされたのか？

1　持続可能な産業構造の構築

７つの視点①②③

(1)次代を担う人材の確保・育成の推進
①技術・経営マネジメントノウハウ等の人材育成に対する支援
②伝統的な技術の継承　③人材の確保に向けた取り組みの推進
(2)事業承継の推進
①金融機関、産業支援機関との連携による事業承継のシーズ発掘
②関係機関と連携した事業承継に対する伴走型サポート
③事業承継支援制度（融資・設備投資助成）の継続
(3)中小企業・小規模企業の経営支援・基盤強化
①中小企業・小規模企業への経営支援の充実　②各種融資制度による経営基盤の安定化

2　地域産業の競争力強化

７つの視点②③④⑤

(1)ものづくりの技術等を活かした新分野・新事業の展開支援
①ものづくり技術等の高度化、製品の高付加価値化
②技術とデザインの融合による新製品開発
(2)地場産業の魅力発信による販路拡大・付加価値向上
①国内外への高岡の産業の魅力発信
②消費者ニーズを踏まえ多様な手法を活用した販路開拓支援
(3)地域産業におけるデジタル化の実現に向けた取り組みの推進
①デジタル化に対する普及啓発支援
②デジタル化に向けた技術導入に係る取り組み支援
③デジタル化による多様な働き方に対する支援
(4)地域資源を活かした地場産業（農業を含む。）の競争力強化
①伝統産業分野における市場ニーズを踏まえた新製品開発・販路拡大　②伝統産業の効果的な魅力発信　③バランスの取れた農作物生産の推進　④農畜水産品の高岡産ブランドの開発・育成の支援

3　産学官金の連携強化による新事業創出と創業

７つの視点②③④⑤

(1)創業シーズの発掘強化と創業者の事業段階に応じた支援
①創業シーズの発掘強化　②創業者の事業段階に応じた支援
③まちなかでの開業支援等による商業活性化支援
(2)事業連携による新事業創出・イノベーションの推進
①高機能素材等の研究開発支援　②産学官金連携による企業支援
③デジタル化による多様な働き方に対する支援

4　産業基盤の整備・企業誘致の強化

７つの視点⑥

(1)新たな企業団地の整備
①企業立地ニーズに対応する具体的な産業団地の整備手法検討
(2)企業活動を活性化させる環境整備
①既存企業の事業活動を促進する環境整備
②市内の産業団地等の企業集積エリアにおける環境整備
(3)企業誘致・立地の推進
①産業集積を活かした企業誘致活動　②地方における企業等の拠点強化を見据えた立地促進体制の構築
③ワンストップによる受入・相談体制の充実　④空き工場等の活用推進

5　広域交流の拠点化の推進

７つの視点⑦

(1)広域観光の推進
①テーマ性を活かした広域周遊促進　②二次交通の充実
③教育旅行誘致、関西圏誘客強化
(2)交通基盤を活用した物流の拠点化推進
①伏木富山港を活用した物流の促進
②物流拠点整備に対する支援の推進

産業基盤を担う「ひとづくり」の強化・次代に事業を「つなぐ力」の強化を図ることで
『地域産業の強靭化』の実現を目指す

目指す「まちの将来像」

「ひと」の力を紡ぎ「業」を次代につなぐまち
～産業の承継・革新・創出～

３　第３期高岡市観光振興ビジョンの概要

令和３年度から令和７年度までを計画期間とする「第３期高岡市観光振興ビジョン」を策定した。

本ビジョンでは、「ひと」を起点として、これまで磨き上げた観光支援を観光客の「観光客の満足感」や「観光消費、再訪の意欲」を高める質の高い観光商品に発展させるといった量から質への転換、観光客にその魅力を伝えることで、また来たいと思ってもらえるような、まち全体で訪れた人を「もてなす」という、市民、事業者、行政が一体となったまちづくりの展開に取り組んでいく。

第３期高岡市観光振興ビジョンの体系図

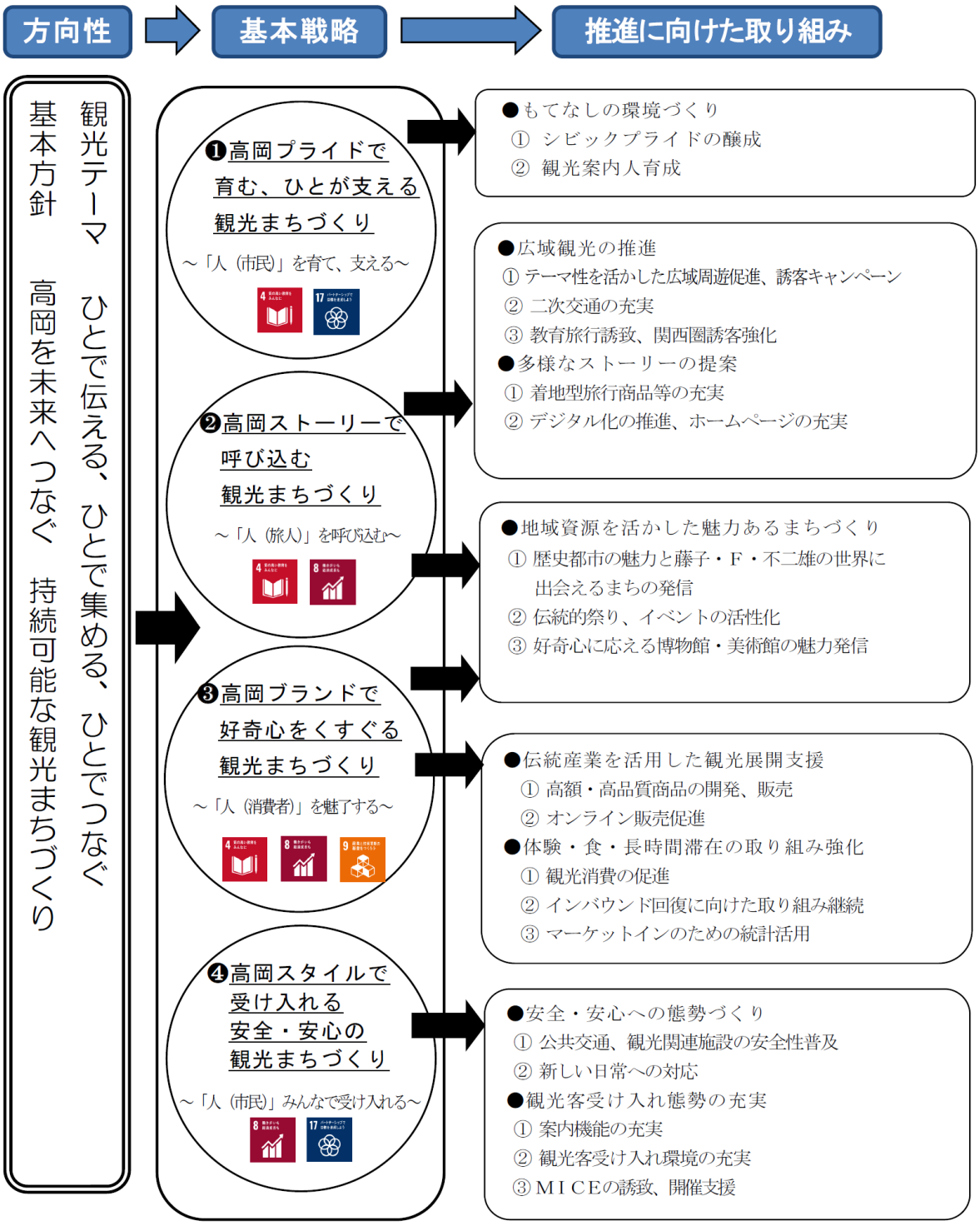

第２節　新たな事業活動の創出

１　企業ニーズに応じた一体的な支援

新分野進出・新事業展開を図る意欲ある中小企業を支援するため、研究開発から事業化までの各段階における企業ニーズにワンストップで応じる支援体制を構築し、今後成長が見込まれる分野等での新たな産業創造と地場産業の活性化を図る。

①企業訪問による企業ニーズの解決及びシーズのマッチング

②国、県、大学等の研究機関、産業支援機関、地元金融機関と連携した中小企業支援

■企業ニーズにワンストップで対応する支援体制

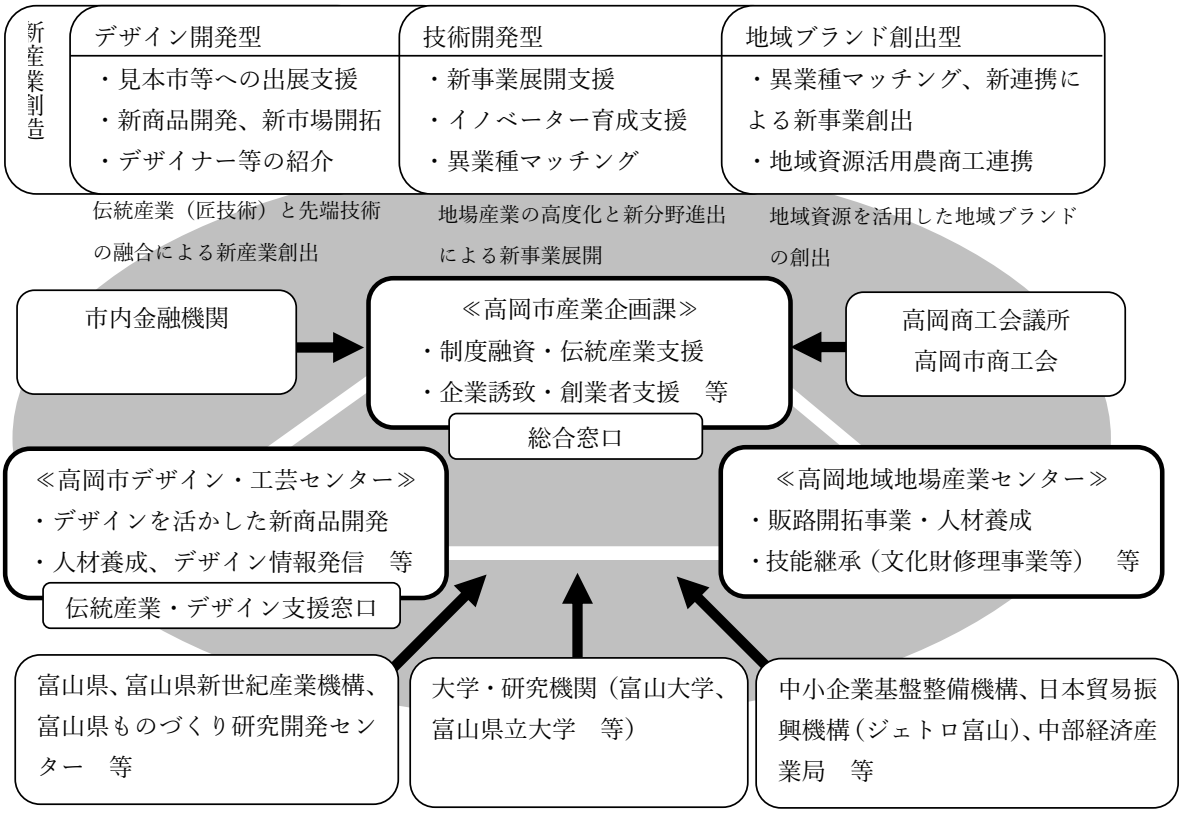

平成 22 年２月３日	「高岡市地域における経済活性化のための業務提携・協力に関する覚書」を高岡商工会議所、高岡市商工会、中小企業基盤整備機構北陸本部と締結
平成 24 年６月７日	「高岡市地域における海外販路開拓のための業務連携・協力に関する覚書」をジェトロ富山と締結
平成 26 年６月20日	「高岡市創業支援事業計画」が国において認定。高岡商工会議所、高岡市商工会、市内金融機関（12 行）、日本政策金融公庫と創業に関する連携を強化

平成 27 年３月27日	「高岡市地域における海外インバウンドおよび販路開拓のための業務連携協力に関する覚書」をジェトロ富山と締結
平成 27 年５月８日	「高岡市創業者支援ネットワーク会議」を開催。高岡商工会議所、高岡市商工会、市内金融機関（12 行)、日本政策金融公庫が参加
平成 31 年３月 26 日	「高岡市地域における海外販路開拓および海外インバウンドのための業務連携、協力に関する覚書」をジェトロ富山と締結

２　関係機関と連携した研究開発・人材育成の推進

(1)　高機能素材等研究開発推進事業

とやま呉西圏域の産学官が連携し、圏域の強みを伸ばす高機能素材の研究開発の促進に向けた一体的な取り組みを展開するもの。

①　地域産業のイノベーションに必要となる高機能素材の研究・開発に伴う活動支援

②　高機能素材分野における専門性と技術力の発信による高度な企業集積の促進

③　新技術・新素材の開発拠点として、富山大学が設置を目指す国際連携先端材料研究センターの誘致推進

(2)　高岡市成長産業人材育成事業補助金

今後の成長が見込まれる、環境・エネルギー、健康、医療、ロボット、宇宙、航空機関連等の先端分野において、中小企業者が行う成長産業人材育成事業の経費の一部を助成するもの。

(3)　ものづくり開発人材育成事業

富山県西部地区にある高度専門的な研究機関と企業による共同研究・開発の促進を図り、ものづくり開発人材の育成強化につなげるため、平成 29 年度よりとやま呉西圏域の連携事業として実施している。

平成 30 年度からは「ものづくり開発・経営支援セミナー&相談会」として、圏域内の研究機関を会場とし、第Ⅰ部は当該機関の取組みや施設紹介、圏域内企業による事例発表を実施し、第Ⅱ部では圏域内の事業者と研究機関、支援機関との相談会・交流会を開催している。

○　開催実績

年度	日時・場所	内容	参加社数
H29	8/29（火） 高周波文化ホール （新湊中央文化会館）	・(公財）富山県新世紀産業機構の取組み紹介 ・研究機関、支援機関による相談会	14 社 （うち市内企業 4 社）
H30	8/29（水） 富山県産業技術研究開発センター	・富山県産業技術研究開発センターの取組み、施設紹介 ・圏域内企業による事例発表 ・研究機関、支援機関による相談会	19 社 （うち市内企業 6 社）
R 元	8/28（水） 富山県総合デザインセンター	・富山県総合デザインセンターの取組み､高岡市デザイン･工芸センターの取組み ・施設（バーチャルスタジオ）紹介 ・圏域内企業による事例発表 ・研究機関、支援機関による相談会	17 社 （うち市内企業 8 社）
R2	3/24（水） オンラインセミナー	・富山大学都市デザイン学部柴柳教授による講演 ・コロナ禍で利用できる支援制度紹介 ・相談機関の紹介	14 社 （うち市内企業 4 社）

3　創業の掘り起しと切れ目のない支援

(1)　高岡市創業者支援事業計画

高岡市内における創業意欲の醸成を図るため、平成 26 年度に高岡商工会議所、高岡市商工会、日本政策金融公庫、市中金融機関 12 行の参画のもと「高岡市創業者支援事業計画」を策定し、経済産業大臣・総務大臣の認定を受けた。以降、本計画に基づき参画事業者と連携したワンストップ窓口「高岡創業サポート室」の設置や高岡市創業者支援ネットワーク会議の開催等により、創業支援体制の強化を図っている。

平成 28 年度に計画期間の延長にかかる変更認定を受けたほか、平成 30 年度には令和 5 年度末までの計画期間延長とともに魚津市のアシステム税理士法人が新たに参画した。

(2)　起業・創業支援事業

とやま呉西圏域における起業･創業の拡大に向け、新たな掘り起しや一体的なサポートに取り組むため、平成 30 年度より事業を実施している。

平成 30 年度は創業経験者を講師に招き、創業者としての心構えや経験について講演するセミナーを開催し、令和元年度には、新たな試みとして呉西圏域各市の創業者の店舗等を見学し体験談を伺う「創業者訪問ツアー」として開催した。令和２年度においては、創業を目指す方等を対象としたセミナー「“やりたい”仕事をするには」を開催した。

○　開催実績

年度	日時・場所	講師	参加者数
H30	7/20（金） 高岡商工ビル	松田　英昭氏 （株式会社ブルーコムブルー 代表取締役社長）	77 名
R 元	7/27（土） 高岡市創業者支援センターほか	圏域内の創業者６事業者 ※高岡市内では株式会社ｒ５を訪問	12 名
R２	2/28（日） ホテルニュータニ高岡	大島　紀明氏(Latticework BREWING Tap House) 野口　朋寿氏(tototo) 長谷川　由香里氏(ameagua～あめあぐあ～)	25 名

(3)　高岡市創業者支援事業補助金

高岡市内において、新たに創業する個人又は中小企業者の新事業展開を支援することを目的として、創業又は新事業の開始に対し、経費の一部を助成するもの（補助対象経費の 1/2 以内、上限 50 万円)。

○　採択件数

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
創業者支援事業補助金 (27 年度～)	２件	１件	２件	３件	５件

(4)　高岡市ポストインキュベーション開発支援補助金

創業者支援センター及びＳＯＨＯ事業者支援オフィスから新たに市内で事業所を開設する者の事業展開を支援するため、当該施設を退去した者が、市内で事業所を取得、賃借し、移転、改修等を実施する経費の一部を助成するもの(補助対象経費の 1/2 以内、創業者支援センター：上限 80 万円、SOHO 事業者支援オフィス：上限 60 万円)。

(5) 高岡市次世代クリエイター工房開設支援事業補助金

工芸家、工業デザイナーなどのクリエイターに対する自立支援・活動支援のため、市内の空き物件を活用した、新たな工房(作業場)の開設に対し支援するもの。

対象経費	補助率	限度額
賃借料等	1/2	月額３万円 (開設日から 24 か月間)
取得費	1/2	40 万円
改修・改装費	1/2	30 万円
設備機器費	1/2	10 万円

(6) 高岡市創業者支援センター

□ 事業の目的

中小企業が本市経済に果たす役割の重要性に鑑み、創業者と特色ある新事業・新技術を創出しようとする者を育成・支援し、もって地域経済の発展を図るため平成 14 年 11 月に整備した。

この施設を拠点とし、創業者・新規事業者等に対するコーディネート業務をはじめ、各種支援施策を講じていたが、市内の空き工場の増加など、本市を取り巻く環境の変化により令和３年３月 31 日をもって廃止。工場棟については、令和３年度より順次売却を進めることとしている。

□ 施設内容等

・対象業種　　製造業全般
　　市公害防止条例の遵守等、環境保全に努める者
・所在地　　〒933-0813　高岡市下伏間江 102 番地の 1
・工場棟（165 ㎡）鉄骨造り平屋建て‥‥‥‥‥‥12 棟
・研修管理棟（360 ㎡）鉄骨造り 2 階建て‥‥‥‥1 棟
　研修管理棟には、会議室、研修室等を備えている。
・使用料（月額）　１棟あたり　66,000 円（月額）

(7) 高岡市ＳＯＨＯ事業者支援オフィス

□ 事業内容

「情報技術関連産業」の振興の一環として、個人起業家が情報通信ネットワークを活用して事業を行うＳＯＨＯ事業者（スモールオフィス・ホームオフィス）の育成を図るため、ＳＯＨＯ支援施設として賃貸型事務所を平成 14 年 11 月に高岡ステーションビル内に整備した。平成 23 年 12 月 31 日まで、高岡ステーションビルで運営を行い、平成 24 年 1 月 1 日からエルパセオ地階スペースに移転し、運営を行っている。

□　施設内容等

・所在地　〒933-0029　高岡市御旅屋町 1222 番地 2　エルパセオ

・設置数　7 室（1 室面積　18 ㎡…5 部屋、20 ㎡…2 部屋）
24 時間利用可能で、インターネット通信環境を整備しているほか、商談等に利用可能な会議室を備える。

・使用料　2,200 円／㎡（月額）

第３節　地域産業の競争力強化

１　新事業展開の促進

(1)　高岡市新技術・新商品開発等支援補助金

高岡市内の中小企業者等が、新分野進出、新事業展開を図るために行う新技術・新製品開発に対し、経費の一部を助成するもの（補助対象経費の 1/2 以内、上限 50 万円)。

(2)　高岡市地域資源活用事業支援補助金

中小企業者又は中小企業者と連携する農林漁業者が、地域資源を活用して実施する、新商品、新サービスの開発、又は開発と併せた市場調査、販路開拓等の取り組みに対し、経費の一部を助成するもの（補助対象経費の 1/2 以内、上限 50 万円)。　※高岡市農商工等連携事業支援補助金を拡充し、平成 26 年度より創設

○　採択件数

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
新技術・新商品開発等支援補助金(平成 22 年度～)	４件	３件	１件	－	６件
地域資源活用事業支援補助金(平成 26 年度～)	７件	８件	２件	１件	７件

２　国内外への販路拡大支援と産業の魅力発信

(1)　高岡市戦略的販路開拓事業支援補助金

高岡市内の中小企業者等が、新分野進出・新事業展開を図るため、自社開発した製品、技術等の新規販路を戦略的に開拓するため実施する見本市等への出展、市場調査、コーディネーター等の活用等に対し、経費の一部を助成するもの（補助対象経費の 1/2 以内、上限 30 万円、海外見本市の場合は上限 50 万円)。

※高岡市見本市等出展事業補助金を拡充し、平成 27 年度より創設

○　採択件数

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
戦略的販路開拓事業支援補助金(平成 27 年度～)	８件	９件	７件	９件	―

(2)　日本貿易振興機構（ジェトロ）富山との事業連携・協力

市内中小企業の海外販路開拓支援を目的として、平成 24 年６月に独立行政法人日本貿易振興機構富山貿易情報センターと、事業連携・協力に関する覚書を締結した（２年間、１年延長可)。

その後の連携の推進により伝統工芸品技術や産業観光などの情報発信や海外誘客などのインバウンド事業も実施することとし、平成27年３月に事業連携・協力に関する覚書を締結した（２年間、最大２年延長可)。

上記覚書の期間終了に伴い、平成31年３月に改めて事業連携・協力に関する覚書を締結した（２年間、最大２年延長可)。

○ 「海外バイヤー招へい商談会 in 高岡」の開催（平成26年度～）

年度	日時・会場	招へいバイヤー	参加企業数	商談件数
H28	9/27(火) ウイング・ウイング高岡	2カ国(計2名) 上海(1名) オーストラリア(1名)	18社 (市内企業18社)	商談23件 (うち成約6件、成約見込み6件)
H29	10/4(水) ウイング・ウイング高岡	4カ国(計5名) 米国(1名) 中国(1名) イタリア(2社2名) アラブ(1名)	20社 (市内企業16社)	商談42件 (うち成約2件、成約見込み13件、代理店契約交渉中1件)
H30	10/9(火)～ 10/11(木) ウイング・ウイング高岡 各企業	2カ国(計2名) 中国(1名) タイ(1名)	14社 (市内企業13社)	商談21件 (うち成約8件、成約見込み2件)
R元	9/13(金) ウイング・ウイング高岡	4カ国(計10名) ・スウェーデン(2名) ・ドイツ(4名) ・米国(3名) ・コロンビア(1名)	28社 (市内企業16社)	商談71件 (うち成約9件)
R２	第１回： 12/ １（火）～ 12/18(金) 第２回： １/12（火）～ １/29（金）	15カ国（25社） ・英国 ・フランス ・ドイツ ・スペイン ・スイス ・タイ　　等	15社(市内企業13社)	商談24件 （うち成約見込み10件)

○ 海外メディア招へい事業

年度	日時	招へいメディア	内容・成果	備考
H27	9/29(火)-10/1(木)	1カ国 シンガポール(2名)	市内の日本遺産をはじめとする文化財、観光施設、企業等	文化庁の日本遺産魅力発信推進事業として実施。
	9/30(水)-10/6(火)	1カ国 台湾(1名)		
H28	10/14(金)	1カ国 上海(2名)	第一回日本工芸展 in 上海　高岡漆器 2016 を取材	季刊誌「上海工芸美術」2016 年 No.4 に掲載。
	2/26(日)-2/28(火)	1カ国 上海(3名)	漆器事業者、伝統産業事業者、観光施設等を取材	季刊誌「上海工芸美術」6月号に掲載。
H29	1/30(火)-2/1(木)	2カ国 上海(3名) タイ(2名)	漆器事業者、銅器事業者、観光施設等を取材	上海の季刊誌「行楽」4月号に掲載。 雑誌・ネット掲載、TV放映。

(3)　中小企業基盤整備機構北陸本部との事業連携・協力

高岡市は、平成 22 年度、独立行政法人中小企業基盤整備機構北陸本部の重点的出口支援(販路開拓)地域として、平成 23 年 2 月 17 日(木)から 19 日(土)までの 3 日間、ＲＩＮ（東京都港区北青山 3-6-26）3 階において、展示会「高岡 ippin セレクト」を開催。30 社による約 300 点を出展。

平成 23 年度は、9 月 28 日（水）～10 月 4 日（火）三越日本橋本店 5 階（東京都中央区日本橋)、10 月 6 日（木）～10 月 12 日（水）東急百貨店渋谷本店 6 階（東京都渋谷区道玄坂）にて、展示会「高岡 ippin セレクト」を開催。15 社による約 150 点を出展。

平成 24 年度事業としては、平成 25 年 4 月 12 日（金）～14 日（日)、東京シティアイ・パフォーマンスゾーン（JP タワー内地下 1 階、東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号）にて、「北陸工芸品フェア」を開催。富山県、石川県、福井県の工芸品を中心に約 300 品目（23 社）が出展。内市内企業 6 社出展。

平成 25 年度事業としては、平成 25 年 12 月 6 日(金)～8 日(日)、東京シティアイ・パフォーマンスゾーンにて、「北陸工芸品フェア」を開催。富山県、石川県、福井県の工芸品を中心に約 600 品目(19 社)が出展。内市内企業 6 社出展。

平成 26 年度事業としては、平成 26 年 3 月 27 日（金）～29 日（日)、東京シティアイ・パフォーマンスゾーンにて、「北陸・東海工芸品フェア」を開催。富山県、石川県、福井県、岐阜県、三重県、愛知県の工芸品を中心に約 520 品目（20

社）が出展。うち市内企業7社出展。

また、平成22年度より、市の新分野開拓チャレンジ事業補助金採択事業者等に対し、販路開拓個別相談会を実施。

平成30年度は、連携の更なる拡大により、中小企業基盤整備機構北陸本部、中小企業大学校瀬戸校、高岡市の共催により「事業承継サテライト・ゼミ」を開催した。令和元年度においても同様のサテライト･ゼミを令和2年2月開催にて企画したが、新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的流行のため開催を中止した。

令和２年度においては令和３年３月に同様のサテライト・ゼミを開催し、6社9名の参加があった。

○　開催実績

年度	日時・場所	講師	参加者数
H30	12/14（金）、1/18（金）～19（土） 高岡市創業者支援センター	二条　彪　氏 （株式会社国際後継者フォーラム 代表取締役）	11社 （うち市内企業5社）
R2	3/19（金）、3/20（土） ホテルニューオータニ高岡	坂本　篤彦　氏 （ビジネス・コア・コンサルティング代表）	６社 （うち市内企業 2社）

(4)　異業種交流促進事業

圏域内の企業交流や域外企業との新たなビジネスマッチングの実現に向けた機会創出を推進するため、異業種交流展示会への共同出展事業を平成29年度から実施している。

平成29年度、平成30年度と日本最大級の異業種交流展示会である「メッセナゴヤ」への共同出展を実施している。令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインにて開催した。

○　事業実績

年度	日時・場所	参加企業数	商談件数
H29	11/8（水）～11/11（土） ポートメッセなごや	23社 （うち市内企業7社）	122件 （うち市内企業31件）
H30	11/7（水）～11/10（土） ポートメッセなごや	21社 （うち市内企業7社）	76件 （うち市内企業16件）
R元	11/6（水）～11/9（土） ポートメッセなごや	21社 （うち市内企業6社）	73件 （うち市内企業20件）
R２	11/16（月）～12/11（金） オンライン	14社 （うち市内企業6社）	2件 （うち市内企業1件）

また、平成 29 年度は異業種交流への関心を高めていただくため「異業種交流促進セミナー」を開催した。

○　開催実績

年度	日時・場所	講師	参加企業数
H29	2/21（水） ウイング・ウイング高岡	山村　真一　氏 （株式会社コボ 代表取締役社長）	28 社 （うち市内企業 12 社）

(5)　デザイン開発力の育成

①　デザイン・工芸センター

高岡市デザイン・工芸センターは、高岡が誇る伝統産業に受け継がれてきた技術の保存・継承と発展を図るとともに、新たなクラフト産業創出を目指し、新商品開発やデザイン開発の支援を行なっている。

また、同センターは高岡オフィスパークにおいて、富山県総合デザインセンター及び第三セクターの富山県産業高度化センターと隣接しており、各センターが相互に連携、機能分担しながら地域企業の活動支援を行う産業業務支援施設として位置づけられている。

□　施設の概要

・所 在 地　　〒939-1119　高岡市オフィスパーク 5 番地
・延床面積　　809.14 ㎡
・構　　造　　鉄筋コンクリート造 2 階建
・開　　設　　平成 11 年 7 月 1 日
・開館時間　　午前 9 時～午後 5 時
・休 館 日　　月曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
・主要施設　　造形・体験工房（金工）、鋳造場、表面処理室（漆工工房）、乾燥室、検査室、デザインルーム、ライブラリー・サロン、会議室等

□　事業の概要（令和２年度）

ｱ　新クラフト産業・デザイン育成事業

高岡伝統工芸産業界の振興策として、地元産業界と共同で市場競争力を持つ産地ブランド新商品開発プロジェクトを平成 11 年度より実施している。

本事業の「HiHill」は平成 16 年グッドデザイン賞特別賞受賞。

○　「課題のデザイン〈第 2 期〉R1～2 年度」事業実績

年度	製品開発研究会の開催	講師（監修）	参加企業数
Ｒ２	6/6、9/5、12/5、3/6（講師参加） 7/18、10/3、11/7、1/16（メンバー会議）	安次富 隆　氏 （多摩美術大学教授）	11 社 13 名

ｲ　クラフトマン・デザイナー育成支援事業

地元の作り手が講師となり、ものづくりをテーマとした「素のものワークショップ」を開催。作り手の発表機会、消費者との交流の場を提供するとともに、地場産業を中心としたものづくりの魅力発信を目的とする。

・令和２年度：3 月 21 日（日）出展者 1 名、参加者 4 名（オンライン配信）

ｳ　デザイン作成研究事業

伝統産業関連事業者からの依頼に対し、センター職員がデザイン作成・デザイン指導・相談を行う。

・令和２年度：デザイン指導 180 件、デザイン作成（有料）23 件

ｴ　次世代型ものづくり人材育成事業（第５節２-⑴記載）

高岡市伝統工芸産業人材養成スクールの実施。

ｵ　伝統工芸産業希少技術継承事業（第５節２-⑵記載）

ｶ　伝統工芸産業技術者指定表彰事業（第５節２-⑶記載）

ｷ　高岡金属意匠審議会の運営

市内金属商品のデザイン保護のため、申請商品に対する審査・登録および公開を昭和 32 年より行っている。銅器関連組合、大学等から構成される審議会の事務局を当センターに置き、元特許庁の弁理士を審査員長に、知的財産権の保護と啓蒙に関する事業を実施している。

（昭和 32 年設立：令和２年度末登録総数 3,055 件）

ｸ　高岡巧美会の運営

高岡市指定の伝統工芸産業技術保持者で組織する「高岡巧美会」の事務局を当センターに置き、伝統工芸技術の継承と啓発を図るため、作品展の開催や技体験、工房見学の受入れ等の事業を実施している。令和２年度には設立 50 周年を迎え、記念展を開催した他、「技術保持者検索データベース」をウェブ上に公開した。

（昭和 46 年設立）。

ｹ　伝統工芸品展事業

高岡の優れた伝統工芸品をより多くの消費者に伝えることを目的として、技術保持者や伝統工芸士の作品展を平成 13 年度から東京において開催している。平成 23 年度からは、高岡巧美会主催。一般消費者を対象とした体験実習を実施し、販路開拓と高岡の知名度向上に努める。

・令和２年度：新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止。

ｺ　情報提供事業

デザイン・工芸センターの施設内容や事業紹介、「ニュースレター」の発行、イベント等の案内のほか、伝統工芸やデザインに関するホームページを継続的に更新し、インターネットを活用した情報提供を行う。

ｻ　常設展示

全国公募「工芸都市高岡クラフトコンペ」1986 年からの歴代グランプリ受賞作品等を展示し、質の高いデザインや技術を展示紹介している。

②　デザイン開発強化事業

ｱ　工芸都市高岡クラフトコンペの開催

全国の工芸・デザイン情報の受発信基地となることを目指して、銅器、漆器、アルミ等の産業界と商工会議所、行政とが一体となり、昭和 61 年より全国公募展を開催している。

このクラフトコンペは、全国のクラフトマン、造形作家等から作品を公募して実施するもので、作品は、金属、漆、木工、陶磁器、ガラス、ジュエリーなど多方面にわたっている。 著名なデザイナー等による審査を経た優秀作品は、クラフト高岡展の会場で展示される。令和元年度で 33 回を数え、質・量ともに国内屈指のクラフトコンペと呼ばれている。

令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、公募を中止し、市内の作家・事業者の過去入賞作品と現在制作・製造されている作品を展示・販売する「高岡で生まれたクラフトとのその現在展」（会場：御旅屋セリオ２階特設会場）を開催した。

ｲ　富山県デザイン展開催

（公社）富山県デザイン協会が主催する同デザイン展開催に、補助事業として参画している。

富山市と高岡市を隔年毎に主会場として毎年開催されており、令和２年度で 60 回目となる。

県内在住のデザイナーや学生などからテーマごとに公募したデザイン作品のコンペティションを行うとともに、作品を一堂に展示し、広く県民の観覧に供しながら優良デザインの理解を深め、生活文化の向上と富山県デザイン技術の高揚を図り、産業の発展を目指すものである。

ｳ　デザインウエーブ開催

デザイン立県、デザイン発信地「とやま」の確立に向けて、富山県、富山市、高岡市、富山県総合デザインセンター等で構成する実行委員会が主催するもので、富山デザインコンペティションやデザイン会議、また、世界的なクリエーターを招聘しての講演会や交流会を開催し、地域のデザイン振興を通して、豊かな魅力あふれる産業、生活、文化の創出を図る。

③　業界組織の指導・育成事業

高岡銅器や高岡漆器の組合等、地場に密着した産業活動を展開している諸団体が行う事業に助成、支援を行なっている。

ｱ　イベント事業等開催助成

・ジャパン・クリエーション事業
・富山県伝統工芸士展開催事業
・高岡漆器展開催事業
・くらしに生きる伝統のかほり展開催事業
・伝統的工芸品ふれあい教室開催事業

ｲ　団体助成

・伝統工芸高岡銅器振興協同組合
・伝統工芸高岡漆器協同組合
・越中福岡の菅笠振興会
・高岡伝統産業青年会
・高岡地域文化財等修理協会

④　金屋鋳物師町交流館

金屋町の鋳物師町としての歴史や文化等の特長を活かし、地域の鋳物関係者をはじめとした様々な人の交流を促進することで、鋳物産業等の伝統産業と地域の活性化を推進するために設置したもの。

令和2年5月に研修棟が完成し、9月より供用を開始した。

□　施設の概要

・所 在 地　　〒933-0841　高岡市金屋町3番25号
・延床面積　　184.55㎡（研修棟）
・構　　造　　木造平屋建
・開　　館　　令和2年9月18日
・開館時間　　午前9時～午後9時
・休 館 日　　火曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
・主要施設　　会議室、研修室

第４節　産業基盤の整備・企業立地の推進

１　企業活動を活発化させる環境整備

企業立地環境整備事業

本市では、企業が市内において設備投資（工場等の新・増設）を行った場合、高岡市産業集積促進条例に基づき、その工場周辺の公共的施設（道路、排水路等）の整備を行い、企業と地域の振興を図っている。

２　企業誘致・立地の推進

(1)　企業団地造成事業

市内既存企業の事業拡張や先端技術産業の誘致に対応するため、高速交通網の整備による物流機能等を視野に入れた、良質で周辺環境と調和のとれた企業団地を計画的に整備する必要がある。

平成 19 年度より能越自動車道のインターチェンジ近傍において企業団地を整備し、平成 20 年度から大滝工業団地、平成 21 年度から四日市工業団地（拡張区域）について分譲を開始した。

大滝工業団地については、平成 24 年度に区画面積を変更のうえ、A 区画と C 区画の２区画を分譲した。令和２年度には B 区画を分譲し、全区画の分譲を完了した。

四日市工業団地（拡張区域）については、平成 22 年度にＡ区画を２区画に分割整備し、A-1 区画を分譲した。また、平成 26 年度にＣ区画を２区画に分割整備したうえで、平成 27 年度に C-1 区画を分譲した。また、平成 28 年度に A-1 区画立地企業に A-2 区画の一部を分譲した。また、平成 29 年度に A-2 区画を拡張整備し、C-2 区画を２区画に分割整備し、A-2 区画、B 区画、C-2 区画、C-3 区画を分譲した。これにより四日市工業団地（拡張区域）は全区画の分譲を完了した。

また、上記の既存企業団地の分譲推進に伴い、北陸自動車道高岡砺波スマートインターチェンジに近接し、平成 28 年度に市街化区域（工業地域）に編入された戸出西部金屋地区の約 15.9ha において、平成 29 年度に基本設計、実施設計、及び用地取得を実施し、平成 30 年度より新たな産業団地（IC パーク高岡）を造成した。平成 31 年３月に分譲を開始し、令和元年度において D 区画と F 区画をそれぞれ２区画に分割整備したうえで、B 区画、C 区画、D-1 区画、D-2 区画、E 区画、F-1 区画、F-2 区画、G 区画を分譲した。令和２年度には A 区画を分譲し、全区画の分譲を完了した。

(2)　企業立地支援事業

本市の産業振興や地域振興を図るとともに、本市が強みを持つものづくり産業

や若者に魅力ある就労の場を提供する先端技術型企業、デザイン関連企業、ソフトウェア関連企業、情報・通信関連企業など優良企業の誘致を促進するため、企業立地助成制度や税制優遇制度等の企業立地支援制度を設けて、企業誘致を推進している。

① 高岡市産業集積促進助成措置

高岡市産業集積促進条例に基づき、企業のニーズに応じて工場等・産業業務施設・物流業務施設を新・増設した場合に、立地助成金や雇用奨励助成金等の助成を行なっている。中でも本市の分譲する企業団地における企業立地を促進するため、特定団地に指定し、新規立地企業に対して助成率を上乗せしている。

平成 30 年度からは、地域未来投資促進法による支援との相乗効果を狙って地域経済牽引事業助成金を創設するなど、支援の拡充を図っている。

② 地域未来投資促進法に基づく支援

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」の促進によって地域の成長発展の基盤強化を図るため、平成 29 年７月に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法)」が制定された。

本市では、富山県地域未来投資基本計画に定める分野において、県の承認及び国の先進性の確認を経た地域経済牽引事業計画にかかる設備投資に関して、固定資産税の課税免除等の支援措置を講じることで、市内企業の設備投資誘引や市外企業の新たな立地を推進している。

また、富山県地域未来投資基本計画で定める「工場立地特例区域」に立地する特定工場に対して工場立地法による緑地面積率等の規制を緩和することで、当該区域への工場等の集積を推進している。対象となる市内の主な工業団地等（13 区域）と特例率は以下の通りである。

区域		環境施設面積率	緑地面積率	区　　域
工場立地法		25％以上	20％以上	下記以外の区域
特例措置	甲種	20％以上	15％以上	二上工業地域、高岡オフィスパーク、四日市工業団地、戸出工業団地、高岡機械工業センター、中田上麻生工業団地、大滝工業団地、池田工業地域、ICパーク高岡
	乙種	15％以上	10％以上	岩坪工業団地、富山新港臨海工業地帯、伏木万葉ふ頭港湾地域
	丙種	10％以上	５％以上	手洗野企業団地

③　地域再生法に基づく支援

首都圏から地方への企業移転の推進を目的として、本社機能の東京 23 区から地方への移転や、地方における拡充に対する法人税等の優遇措置を講ずるため、平成 27 年６月に地域再生法が改正された。

本市では、同法に基づき富山県が策定した地域再生計画『「とやま未来創生」企業の地方移転・拠点強化促進計画』に沿って県の承認を得た地方活力向上地域特定業務施設整備計画にかかる設備投資について、固定資産税の優遇等の支援措置を講じることで、市内企業の設備投資誘引や市外企業の新たな立地を推進している。

平成 30 年度からは適用期間の延長に合わせ、東京 23 区からの移転については不均一課税から課税免除に優遇措置を拡大することとした。

④　生産性向上特別措置法に基づく支援

近年の情報技術の分野における急速な技術革新の進展による産業構造の変化や国際競争力の低下に対応するため、生産性の向上に関する施策を短期間で集中的かつ一体的に講ずるため、平成 30 年６月に生産性向上特別措置法が制定された。

本市では、市内企業の生産性向上を喫緊の課題と位置付け、同法に基づく導入促進基本計画を同法施行後直ちに策定するとともに、市内事業所が策定する先端設備等導入計画の承認及び同計画に従って取得される設備投資について、固定資産税の税率をゼロとする特例措置を講じ、設備更新による事業の高度化を支援している。

(3)　高岡市空き工場等有効活用事業

平成 23 年度から高岡商工会議所に委託し、市内不動産事業者等が有する事業用の土地、建物の空き情報をインターネット上で公開し、事業用物件を探している事業者とのマッチングを図っている。

□高岡市空き工場等有効活用事業サイト(平成 23 年 12 月開設)

・登録物件　　327 件(令和３年３月末)

・ホームページアドレス　http://www.ccis-takaoka.info/factory/

(4)　企業交流交歓会の開催

本市の産業経済に貢献いただいている県内外の主要企業が一堂に会し、企業間における業種や分野にとらわれない幅広い情報交流、ネットワークの形成を促し、産業の振興を図ることを目的として、平成 13 年度より実施している。また、平成 19 年度からは、近隣自治体等との連携により開催しており、平成 19 年度は小矢部市、中小企業基盤整備機構北陸本部と、平成 20 年度から平成 26 年度まで及び平成 28 年

度は小矢部市、氷見市と、平成 27 年度は小矢部市と共同で実施した。

平成 29 年度から「とやま呉西圏域連携中枢都市圏」の連携事業として実施することとなり、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市と共同で開催した。

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		（第 10 回）	（第 11 回）	（第 12 回）	（第 13 回）	（第 14 回）
開催地		名古屋市	名古屋市	東京都	東京都	東京都
参加者数		228 名	161 名	194 名	244 名	190 名
	企業	122 社	80 社	84 社	119 社	76 社
	関係機関	18 団体	26 団体	17 団体	14 団体	15 団体
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		（第 15 回）	（第 16 回）	（第 17 回）	（第 18 回）	（第 19 回）
開催地		東京都	東京都	東京都	名古屋市	東京都
参加者数		145 名	157 名	187 名	175 名	162 名
	企業	54 社	67 社	81 社	75 社	77 社
	関係機関	13 団体	13 団体	10 団体	11 団体	4 団体

※令和２年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止。

企業立地助成制度

令和２年4月1日現在

１．設備投資に対する助成

●立地助成金・先端産業立地助成金・物流業務施設立地助成金(市単独・県要綱)、地域経済牽引事業助成金(市単独)、民間研究所立地奨励金・新成長産業研究拠点強化助成金、ものづくり産業見学・体験施設等設置事業補助金(県単独)

助成金区分		立地助成金						立地助成金（本社機能施設）			先端産業立地助成金	物流業務施設立地助成金			
		市単独		県要綱適用				市単独	県要綱適用		県要綱適用	市単独		県要綱適用	
対象業種		**市単独：**製造業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所、通信業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字製作業、情報通信技術利用業 **県要綱適用：**製造業、ソフトウェア業、デザイン業、情報処理・提供サービス業、通信業、インターネット付随サービス業、映像情報制作・配給業、コールセンター業						本社機能（以下の部門）を有する事業所 ・調査及び企画部門 ・情報処理部門 ・研究開発部門 ・国際事業部門 ・その他管理業務部門			左記の対象業種（県要綱適用）に適合するもの	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業・小売業			
事業区分		新設	増設	新設 通常	増設 通常	増設 大規模増設	特認 (新設・増設)	大規模特認 (新設・増設)	市単独 (新設・増設)	通常 (新設・増設)	特認 (新設・増設)	新設・増設	新設	増設	新設	増設
要件	投下固定資産額	5億円以上 (特定団地の新設は1億円以上)		5億円以上	15億円以上	100億円以上	50億円以上	100億円以上	5千万円以上		100億円以上	左記の県要綱適用の要件に適合すること	5億円以上 (特定団地の新設は1億円以上)		5億円以上	15億円以上
	新規雇用者数	10人以上 (中小企業は3人以上)		20人以上 (非製造業は10人以上)	30人以上 (非製造業は15人以上)	20人以上 29人以下	60人以上	100人以上	5人以上	5人以上 (中小企業は2人以上)	60人以上 (非製造業は100人以上)		10人以上 (中小企業は3人以上)		10人以上	15人以上
	その他	—	—	—	—	—	—	産業構造の高度化に資すると認められる業種	上記の事業所を市内で拡充（市外からの移転含む）すること	上記の事業所を富山県外から移転すること		産業構造の高度化に資すると認められる業種(情報技術、生物工学等を活用した成長産業分野)	高度な物流機能を有すること			
投下固定資産額に対する助成率		5% (特定団地の新設は10%)		製造業：10% 非製造業：7.5% (特定団地は 製造業：15%、 非製造業：12.5%)	製造業：10% 非製造業：7.5%		製造業：10%(100億円以下) 2%(100億円超) 非製造業：5%(100億円以下) 1%(100億円超)		5% (特定団地は10%)	10% (特定団地は15%)	10%	10%	5% (特定団地の新設は10%)		7.5% (特定団地は12.5%)	7.5%
限度額		1億円 (特定団地の新設は2億円)		3億円 (非製造業は2億5千万円)	2億円 (非製造業は1億5千万円)		5億円 (非製造業は2億5千万円)	30億円 (非製造業は15億円)	1億円 (特定団地は2億円)	5億円 (特定団地は6億円)	30億円	10億円	1億円 (特定団地の新設は2億円)		1億5千万円 (特定団地は2億5千万円)	1億5千万円

※　上の表において特定団地とは四日市工業団地、大滝工業団地、ＩＣパーク高岡のことを指します。

助成金区分		地域経済牽引事業助成金 (市単独)		
		通常型	先端設備取得型	事業承継支援型
対象業種		立地助成金(市単独)の対象業種 ※先端設備取得型のみ、物流業務施設立地助成金の対象業種も含む		
要件	投下固定資産額	1億円以上 (中小企業は5千万円以上)	5千万円以上	3千万円以上
	その他要件	富山県知事が承認した地域経済牽引事業計画に基づき取得した固定資産であること	高岡市長が認定した先端設備等導入計画に基づき取得した固定資産であること	代表者が交代する事業承継に併せた設備投資であること
投下固定資産額に対する助成率		1.5%		
限度額		5千万円	500万円	500万円

助成金区分		民間研究所立地奨励金 (県単独)			新成長産業研究拠点強化助成金 (県単独)		
対象業種		自然科学研究所			自然科学研究所 ※地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定が必要		
要件	投下固定資産額	1億円以上			1億円以上		
	新規雇用者数	10～29人	30～59人	60人以上	5～14人	15～29人	30人以上
投下固定資産額に対する助成率		15%	20%	20%	15%	20%	20%
限度額		1億 5千万円	2億円	5億円	1億 5千万円	2億円	5億円

助成金区分		ものづくり産業見学・体験施設等設置事業補助金 (県単独)
対象業種		製造業
要件	投下固定資産額	対象施設について5千万円以上
	その他要件	ものづくり産業に関する見学施設、体験施設、学習施設、展示施設であって、次の4項すべてを満たすこと ①本社又は工場の移転や新増設に伴うもの ②一般来場者が概ね年間5千人以上見込まれること ③地域に経済効果が及ぶ体制づくりが図られること ④「本社又は工場の移転、新増設」又は「見学・体験施設等の整備」について、市町村の補助が行われること
投下固定資産額に対する助成率		1/3以内
限度額		2千万円又は市町村が補助する額のいずれか低い額

企業立地助成制度(続き)

2．雇用に対する助成

●雇用奨励助成金(市単独)・人材集積助成金先端産業立地助成金(県単独)

助成金区分	雇用奨励助成金(市単独)	人材集積助成金(県単独)
対象業種	立地助成金・物流業務施設立地助成金の対象業種	自然科学研究所、デザイン業
要件	・新設又は増設に係る新規雇用者が10人以上	・新設又は増設後1年以内に操業開始 ・投下固定資産額が3千万円以上 ・県内に住所を有する新規雇用者が10人以上
助成額	高岡市内に住所を有する新規雇用者数 ×50万円	富山県内に住所を有する新規雇用者数 ×50万円
限度額	1億円	1億円

※　雇用奨励助成金と人材集積助成金は重複して活用できます。
※　人材集積助成金に係る新規雇用者は、自然科学研究所の場合にあっては研究者、デザイン業にあってはデザイナーに限ります。

法令に基づく税制等の優遇措置

国税、地方税の軽減措置等

●地域未来投資促進法、地域再生法による優遇制度

根拠法令		地域未来投資促進法に基づく優遇制度	地域再生法に基づく優遇制度	
税制上の優遇措置	内容	法人税(国税)の軽減措置 ①【機械・装置、器具・備品】 特別償却40%または税額控除4% ②【建物、建物附属設備、構築物】 特別償却20%または税額控除2% ①不動産取得税(県税)の課税免除 ②固定資産税(市税)の課税免除(3年間)	【共通】(※4) ①設備投資(オフィス)減税(国税)の適用 ②雇用促進税制(国税)の拡充適用 【移転型】(※5) ③法人事業税(県税)の課税免除(3年間) ④不動産取得税(県税)の課税免除 ⑤固定資産税(市税)の課税免除(3年間)	【拡充型】(※5) ③不動産取得税(県税)の軽減(1/10) ④固定資産税(市税)の軽減(3年間) 1.6%⇒1年目0.14% 2年目0.467% 3年目0.933%
	対象	建物、構築物、土地(取得より1年以内に建物工事を着工したもののみ)	本社機能を有する建物、構築物、機械装置、土地(取得より1年以内に建物工事を着工したもののみ)	
	要件	・地域経済牽引事業計画(※1)に基づき取得した対象施設の取得価格の合計が1億円を超えるもの(※2) ・2022年9月28日までに取得されたもの	・地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(※6)に基づき取得した対象施設の取得価格の合計が3,800万円以上のもの(中小企業者は1,900万円以上) ・2024年3月31日までに取得されたもの（計画認定から2年以内）	
工場立地法の特例		工場立地法に定める「緑地面積率」及び「環境施設面積率」の規制を市の指定する区域において緩和(※3)	—	

※1　富山県地域未来投資促進計画に定める分野で、かつ地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画を策定し、県知事の承認と国の先進性の確認を受けている場合に限ります。
※2　国税の軽減措置を受けるには別途、国が定める要件を満たす必要があります。
※3　緑地面積率20%以上⇒5~15%以上、環境施設面積率25%以上⇒10~20%以上。なお、地域経済牽引事業計画の提出は不要です。
※4　①と②についてはいずれかの選択になります。
※5　移転型は東京23区からの移転によるもの、拡充型はそれ以外のものを指します。
※6　富山県地域再生計画に定める地方活力向上地域において、地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を策定し、県知事の認定を受けた場合に限られます。

法令に基づく税制等の優遇措置(続き)

国税、地方税の軽減措置等

●中小企業経営強化法、生産性向上特別措置法による優遇制度

根拠法令		中小企業等経営強化法に基づく優遇制度	生産性向上特別措置法に基づく優遇制度
税制上の優遇措置	内容	法人税または所得税(国税)の軽減措置 （即時償却又は税額控除7%）(※1)	固定資産税(市税)の課税率を3年間ゼロとする
	対象(※2)	・機械装置の全て（取得価額160万円以上 /発売開始から10年以内） ・工具のうち、測定工具及び検査工具（取得価額30万円以上/発売開始から5年以内） ・器具備品の全て（取得価額30万円以上/発売開始から6年以内） ・建物附属設備のうち償却資産として課税されるもの（取得価額60万円以上/発売開始から14年以内） ・ソフトウェア（取得価額70万円以上/発売開始から5年以内）(※3) ・構築物（取得価額120万円以上/発売開始から14年以内） ・事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの	
	要件	中小企業等経営強化法に基づく中小企業であって、かつ租税特別措置法に定める中小事業者等であること。	
		経営力向上計画(※4)に基づき取得した償却資産であること	先端設備等導入計画(※5)に基づき取得した償却資産であること

※1　資本金3千万円未満の法人または個人事業主の場合、税額控除は10%となります。
※2　軽減措置を受けるには、メーカーが属する工業会等が発行する証明書が必要になります。
※3　ソフトウェアは固定資産税が課されないため、国税のみ対象になります。
※4　あらかじめ主務大臣の認定を受けたものに限られます。
※5　高岡市導入促進基本計画に基づく先端設備等導入計画であって、あらかじめ市長の認定を受けたものに限られます。

伏木富山港の利用に関する助成制度

●荷主企業奨励金(県助成)

事業区分	荷主企業						商社・物流業者	新規立地・増設企業の特例
	シフト貨物・新規貨物							
	初年度			2～5年度		継続利用(6年利用)		
要件	10～49 TEU	50～99 TEU	100TEU	50TEU かつ10% 以上増加	100TEU かつ20% 以上増加	当年度中の伏木富山港を利用するコンテナ貨物量(輸出入合計)が、過去3カ年度の平均貨物量より50TEU以上増加	取引先荷主企業(2社上)100TEU以上集荷かつ前年度比50TEU以上増加	富山県の企業立地助成金、物流業務立地助成金の交付決定又は地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業で10TEU以上の利用
交付額	1万円 /TEU	1.5万円 /TEU	2万円 /TEU	1万円/TEU (前年度からの増差分)	2万円/TEU (前年度からの増差分)	2千円/TEU(過去3カ年度平均貨物量からの増差分)	2万円/TEU (前年度からの増差分)	1万円/TEU 3年間
限度額	200万円			100万円	200万円	200万円	200万円	100万円

●伏木港－苫小牧港RORO船利用助成金(市助成)

対象業種	市内に事業所を持つ荷主企業(伏木－苫小牧RORO船航路利用者に限る)		市外に事業所を持つ荷主企業(伏木－苫小牧RORO船航路利用者に限る)	
助成対象	新規・増加貨物(前年度からの増差分)			
交付額	移入：3万円/台	移出：2万円/台	移入：2万円/台	移出：1万円/台
限度額	30万円			

第５節　中小・小規模企業の経営基盤強化

１　産業支援機関等と連携した経営支援

(1)　中小企業専門家活用支援事業

富山県新世紀産業機構や高岡商工会議所、高岡市商工会及び中小企業基盤整備機構北陸本部が行う専門家派遣事業を活用し、経営相談や技術相談を行った場合の費用について、申請者負担額の 1/2 を助成している。

(2)　産業支援施設

①　(公財)高岡地域地場産業センター

富山県西部地域の地場産業の振興拠点として、地場産品の新商品・新技術開発、人材養成、需要開拓等の振興事業を展開するほか、消費者との交流を図り、地域地場産業を理解する機会を提供している。令和２年 10 月より御旅屋セリオ２階に移転するとともに、新たな機能として撮影スタジオであるＳＴ＠Ｒ－ＺＩＢＡ（スタジーバ）を整備し、まちなかからの伝統産業の情報発信の強化と、ＥＣなど新たな販路開拓に取り組む事業者の支援拡大を図っていく。

□　運営助成

地場産業・伝統産業の振興のため、同センターの運営及び機能を一層強化するとともに、新商品開発、人材育成、販路開拓等の事業に対し支援する。

□　施設の概要

・所 在 地　〒933-0029　高岡市御旅屋町 101 番地　御旅屋セリオ２階
・床 面 積　1,456.37 ㎡
・開　　設　昭和 58 年４月(開発本町１番１号)、令和２年 10 月現在地に移転
・休 館 日　毎週水曜日及び 12 月 29 日～1 月３日
・施設内容　常設展示場(地場産品等展示・販売)　産業資料館(伝統工芸品の制作工程の紹介)　会議室(30 名)　鋳物体験工房(40 名)　漆器体験工房(40 名)　撮影スタジオ「ＳＴ＠Ｒ－ＺＩＢＡ（スタジーバ)」
・連 絡 先　TEL 0766-25-8283　　FAX 0766-26-7323
・ＵＲＬ　https://www.takaokajibasan.or.jp/

□　令和２年度事業の概要

ｱ　地場産業拠点施設運営事業
ｲ　地場産業普及開拓事業
ｳ　人材育成事業
ｴ　地場産業支援事業
ｵ　技術継承支援事業

② 富山県総合デザインセンター

デザインの持つ創造性や感性の豊かさをものづくりに活かす活動を展開し、県内企業の活性化を図る。

デザイン開発型企業の育成及びデザイナーの資質向上を目標に、商品企画からデザイン開発、流通販売まで「モノづくり」を総合的に支援する。

□　施設の概要

・所 在 地　〒939-1119　高岡市オフィスパーク５番地
・構　　造　鉄筋コンクリート造２階建
・開　　設　平成 11 年７月
・主要施設　モックアップ工房、プレゼンテーションルーム、デザイン工房、クリエイティブサロン、ペーパーモデル制作室、デジタル撮影室、バーチャルスタジオ、デザインオフィス
・運営主体　富山県
・連 絡 先　TEL 0766-62-0510　　FAX 0766-63-6830
・Ｕ Ｒ Ｌ　https://toyamadesign.jp/

□　令和２年度事業

ｱ　デザイン開発支援事業
ｲ　市場開拓・流通支援事業
ｳ　デザイン情報発信事業
ｴ　デザイン交流支援事業
ｵ　デザイン・ものづくり支援事業

③ ㈱富山県産業高度化センター

「高岡オフィスパーク」の産業業務中核支援施設として「地方拠点法（地方拠点都市地域の整備及び産集業務施設の再配置の促進に関する法律)」に基づき平成 11 年９月にオープン。高岡オフィスパークへの企業集積や県内産業の活性化を図るため、業務・デザイン・情報面から産業業務の支援を行なっている。

□　施設の概要

・所 在 地　〒939-1119　高岡市オフィスパーク５番地
・設置主体　㈱富山県産業高度化センター(富山県、高岡市など出資)
・延床面積　2,785.77 ㎡
・主要施設　貸オフィス、インキュベーター室、会議室、研修室、展示室、光造形室、情報設備室等
・連 絡 先　TEL 0766-62-0500　FAX 0766-62-0501
・Ｕ Ｒ Ｌ　https://suncenter.co.jp/tskc/NEWYEAR2008/

□　令和２年度事業実績

ｱ　業務支援事業

・新分野（特に情報、デザイン関連産業等）に挑戦する県内外の創業者、起業家を支援するため、賃貸オフィスをはじめ、インキュベーター室、会議室、研修室の提供

ｲ　デザイン支援事業

・デザインを活用した新商品開発を目的に研究会の開催やデザイン相談窓口を設置して各種サポートや情報提供を行うデザインアドバイザー事業

・県内企業とデザイナーとのマッチングを支援し、新たな商品開発をコーディネートするデザインプロジェクト推進事業

・著名な講師によるデザイン講習会、ナイトフォーラムの開催などデザイン交流事業

・機関誌の発行、デザイン雑誌の整備などによるデザイン情報発信事業

・展示室の供用を通じたデザインの啓発普及の支援

ｳ　情報支援事業

・(公財)富山県新世紀産業機構から委託を受けた中小企業診断士の協力による入居企業との情報交換及び積極的な情報提供

④　(一財)富山県産業創造センター(高岡テクノドーム)

「民活法（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法）」に基づくリサーチコア施設として平成３年２月設置。

見本市、展示会等の開催を通じて、経済取引の円滑化及び流通機能の拡充強化を図るとともに、研究開発型産業の育成及び支援を通じて、技術革新、情報化及び国際化に対応した産業の創出を図り、もって地域経済の健全な発展及び活性化に寄与することを目的とする。

□　施設の概要

・所 在 地　〒933-0816　高岡市二塚 322 番５

・設置主体　一般財団法人富山産業創造センター(富山県、高岡市などの出捐)

・敷地面積　38,400 ㎡　建物面積　7,080 ㎡　駐車台数 850 台（最大 1000 台）

・主要施設　大展示場(3,050 ㎡)　インキュベーター室(10 室)　会議室（２室）ほか

・連 絡 先　TEL 0766-26-5151　FAX 0766-26-5161

・Ｕ Ｒ Ｌ　http://www.technodome.or.jp/

□　令和２年度事業実績

ｱ　展示・交流事業

・見本市、展示会等の開催のための展示場等の貸与、業界団体・学術団体等

の大会等コンベンションの開催、コンサート、文化・スポーツイベント等、人の交流、賑わいの場として利用

・大展示場利用状況

利用日数　138 日　利用件数　34 件　入館者数　約 120,000 人

・屋外展示場利用状況

利用日数　12 日　利用件数　３件

・会議室利用状況

会議室Ａ　86 件　会議室Ｂ　102 件　計 188 件

ｲ　研究開発型企業育成支援事業

・デザイン集約性の高い産業、技術集積を基礎とするニュービジネスの育成拠点として創業段階を支援

・インキュベーター室の貸与

入居状況(令和３年３月末)　６社(７室)

・商品開発室、ミーティングルーム、交流サロンの提供

・ホームページに入居各社の業務内容等を掲載

・インキュベータ室入居企業意見交換会の開催ほか

ｳ　人材育成事業

・富山県、高岡市、高岡商工会議所、(公社) 富山県デザイン協会等と連携して各種イベントなどを開催。

⑤　国立大学法人　富山大学芸術文化学部

県内の国立大学の統合を契機とし、高岡短期大学をベースに新設。芸術文化の「つくり手」「つかい手」「つなぎ手」の育成を目的とした全国でも数少ない総合大学に設置された国立の芸術系学部である。学内では、伝統工芸をはじめ様々な芸術文化を社会へ展開できる人を育てるため「融合教育による総合的資質の育成」「芸術文化の創り手と使い手の育成」を教育目標に意欲的な教育・研究を行なっている。また、産業界とは、商品開発やデザイン開発などを通じ積極的な交流を行なっている。美術・工芸コース、デザインコース、建築デザインコース、地域キュレーションコースから成る。

□　施設の概要

・所 在 地　〒933-8588　高岡市二上町 180 番地

・連 絡 先　TEL 0766-25-9111　　FAX 0766-25-9104

・Ｕ Ｒ Ｌ　http://www.tad.u-toyama.ac.jp/

⑥　富山県立大学

工学部は、機械システム工学科、知能ロボット工学科、環境・社会基盤工学科、生物工学科、医薬品工学科、電子情報工学科（令和２年４月募集停止)、令和２年４月からは電気電子工学科、情報システム工学科が新設された。また、大学の研究施設と試験研究機関の交流・調整機能を兼ね備えたバイオテクノロジーの拠点として生物・医薬品工学研究センターを開設しており、バイオテクノロジーに関する、実用化をめざした基盤研究や応用研究、産学官の共同研究等を行なっている。

□　施設の概要

・所 在 地　〒933-0398　富山県射水市黒河 5180 番地
・連 絡 先　TEL 0766-56-7500　　FAX 0766-56-6182
・Ｕ Ｒ Ｌ　http://www.pu-toyama.ac.jp/

⑦　富山県産業技術研究開発センター

アルミ、チタンなどの金属や、プラスチック、セラミックス、各種複合素材の研究から、成型・加工技術の研究や応用製品の開発、メカトロニクス関連技術、有機・無機エレトロニクス素材や応用製品の開発に重点を置き、企業の技術開発の支援を行なっている。

また、平成 23 年４月には富山県ものづくり研究開発センターが開設され、最新の分析機器や精密加工機械などの研究設備、企業との共同研究を実施するプロジェクトスペースや企業へのレンタルスペースを備え、産学官連携による研究開発を行なっている。

□　施設の概要

・所 在 地　〒933-0981　高岡市二上町 150 番地
・連 絡 先　TEL 0766-21-2121　　FAX 0766-21-2402
・Ｕ Ｒ Ｌ　http://www.itc.pref.toyama.jp/index.html

⑧　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構富山支部　富山職業能力開発促進センター(ﾎﾟﾘﾃｸｾﾝﾀｰ富山)

事業主団体や事業主等のニーズに合ったものづくりを中心とする各種の職業能力開発業務を実施。求職者の再就職に向けた職業訓練や、在職者の技術・技能・専門知識のレベルアップ及び生産性向上を支援している。

また、求職者支援制度において職業訓練が的確に実施されるよう訓練実施機関に対し相談援助等を行っている。

□　施設の概要

・所 在 地　〒933-0982　高岡市八ケ 55
・連 絡 先　TEL 0766-22-2738　　FAX 0766-23-6445
・Ｕ Ｒ Ｌ　http://www3.jeed.or.jp/toyama/poly/

２　伝統産業の後継者育成（デザイン・工芸センター）

⑴　次世代型ものづくり人材育成事業

本市伝統工芸産業関連業種の従事者を対象として、銅器・漆器の技術力向上、後継者育成を目的に「伝統工芸産業人材養成スクール」を昭和 43 年より実施しており、平成 29 年度末に 50 周年を迎えた。

（令和２年度末までの修了生総計 1,121 人）

木曜夜間実施の金工・漆工の５コース、第２・第４土曜午後実施の３コース、平成 26 年度から３Ｄプリンターを活用した３Ｄ造形コースを設け、現在９つのコースを開講している。

□　講習内容（令和２年度）

コース	金工				漆工				3D
	彫金	彫金研究	鋳造	精密鋳造	塗り	加飾	課題研究	きゅう漆	造形
履修年限	2年	2年	2年	1年	2年	2年	1年	1年	1年
実施曜日	木曜	木曜	土曜	土曜	木曜	木曜	土曜	土曜	木曜
実施回数(年)	26回	26回	16回	10回	26回	26回	26回	16回	10回
受講生	5名	4名	8名	6名	3名	7名	2名	6名	5名

⑵　伝統工芸産業希少技術継承事業

伝統的工芸品である高岡銅器、高岡漆器の希少な伝統的技術・技法を継承する人材の育成・確保と自立・定住を促し、工芸やものづくり産業の活性化を図るため補助金を交付する（２年間）。令和元年度から本事業を中止している。

実績　〔平成 29～30 年度〕　金工（焼型）　1組
〔平成 28～29 年度〕　漆工（彫刻）　1組
〔平成 27～28 年度〕　金工(仕上げ)　1組
〔平成 26～27 年度〕　漆工(無地塗・彫刻塗)　1組
〔平成 25～26 年度〕　金工(彫金・打出し)　1組
〔平成 24～25 年度〕　漆工(彫刻塗)　1組

⑶　伝統工芸産業技術者指定表彰事業

本市における伝統工芸産業の技術保存と後継者育成を図るため、「高岡市伝統工芸産業技術奨励規則」及び「高岡市伝統工芸産業技術者表彰規則」を設け、指定並びに顕彰を行う。

〔令和２年度末現在累計〕

指定表彰区分	令和２年度			合計		
	銅器	漆器	計	銅器	漆器	計
技術保持者	0	0	0	83	41	124
技術功労者	3	0	3	168	50	218
担い手優秀技術者	2	0	2	170	42	212

３　勤労者融資制度の充実

勤労者の福祉の増進と生活の安定に資することを目的とし、日常生活に必要な小口資金の融資や未組織勤労者に対する融資保証料助成を行なっている。また、労働金庫に資金を預託するとともに勤労者信用基金協会に出捐し、勤労者福祉の向上に努めている。

(1)　高岡市勤労者小口資金融資制度の概要

①　融資対象者

次のア又はイ及びウの要件を備える者。

ｱ　引き続き２年以上市内に居住し、かつ２年以上同一事業所に勤務している 20 歳以上の者で、扶養親族を有する者。

ｲ　同一事業所に２年以上勤務し、かつ３か月以上引き続き(公財)高岡市勤労者福祉サービスセンター会員であり、会費を完納している者。

ただし、居住自治体において勤労者小口資金融資制度又はこれに類する制度が適用される者は除く。

ｳ　取扱金融機関が定める個人ローン信用保険加入適格者であること。ただし、同保険加入適格者でない場合においては、同保険加入適格者である保証人１名を立てること。

②　融資の範囲

日常生活に必要な費用（ただし、事業資金、海外旅行資金、投資･投機的資金、転貸資金、遊興等の資金を除く。）

③　融　資　額　100 万円以内

④　融資期間　４年以内

⑤　融資利率　年利 2.2%

(令和元年６月１日から令和２年５月 31 日まで)

⑥　償還方法　元利均等月賦償還

⑦　取扱金融機関　北陸労働金庫高岡支店

(2) 高岡市未組織勤労者融資保証料助成の概要

（一財）富山県勤労者信用基金協会(「勤信協」）の債務保証により、北陸労働金庫から融資を受けた市内に居住する未組織勤労者が勤信協に納付すべき保証料を助成する。

区　分	助成の対象となる融資限度額	期　間
一般生活資金	50 万円	５年
教育資金	200 万円	５年
結婚資金	100 万円	５年５か月
住宅資金	500 万円	３年

(3) 令和２年度預託金及び出捐金の状況

区　分	預託金		出捐金	
	年　利	金　額	金　額	累　計
北陸労働金庫	0.01%	7,000 万円	－	－
(一財)富山県勤労者信用基金協会	－	1,810 万円	－	2,529.6 万円

４　充実した中小・小規模企業向け融資制度

H23. ４月　・「ものづくり支援資金」を創設
・「景気対応緊急資金」「緊急経営基盤改善資金」「小口借換資金」の取扱いを継続するとともに、「景気対応緊急資金」「緊急経営基盤改善資金」の融資要件を緩和
・「商工業活性化資金」の融資の迅速化を図る。
・「創業者支援資金」の融資対象業種を拡大

H23. ５月　・「景気対応緊急資金」に東日本大震災特別枠を創設

H23.10 月　・制度融資の融資利率を 0.2%引き下げる。(「景気対応緊急資金の東日本大震災特別枠」「ものづくり支援資金」を除く。)
・「小口事業資金（緊急経営改善資金小口枠含む)」の保証料を全額補給に。

H24. ４月　・「企業立地促進資金」を創設
・「景気対応緊急資金」「緊急経営基盤改善資金」「小口借換資金」の取扱いを継続。但し、「景気対応緊急資金東日本大震災特別枠」は H24. ３月末で廃止

H25. ４月　・「商工業活性化資金」の融資利率を 0.2%引き下げ
・「企業立地促進資金」について利子補給制度を導入
・「季節融資資金」を「短期事業資金」に変更し、申込期間を通年とするほか、貸付期間を延長
・「小口事業資金(一般枠)」の融資限度額を 1,500 万円に引き上げ
・「創業者支援資金」の融資要件を緩和し、高岡市外の個人事業主の申込みを可能とする。
・「景気対応緊急資金」「緊急経営基盤改善資金」「小口借換資金」の取扱いを継続

H25.12 月　・「商工業活性化資金」の事業計画額の下限を 500 万円に引き下げ、機械設備等に係る融資限度額を 3,000 万円に引き上げ

H26. ４月　・「災害対応資金」を創設
・「緊急経営基盤改善資金」の融資要件に「売上総利益率又は営業利益率の減少」を追加
・「景気対応緊急資金」「緊急経営基盤改善資金」「小口借換資金」の取扱いを継続するとともに、「景気対応緊急資金」の融資限度額を 3,500 万円に引き上げ

H26.10 月　・創業者支援資金の融資限度額を、認定特定創業支援事業を受けた者について 1,500 万円に引き上げ

H27. ４月　・制度融資の融資利率を 0.2%引き下げ（「ものづくり支援資金」「企業立地促進資金」を除く。)
・「小口事業資金（一般枠)」「中小企業振興資金」の融資限度額を 2,000 万円に引き上げ、小口事業資金について据置期間（６か月以内）を設定する。

・「商工業活性化資金」の融資要件を緩和
・「景気対応緊急資金」「緊急経営基盤改善資金」「小口借換資金」の取扱いを継続

H27.10月　・ＮＰＯ法人の制度融資の申込を原則可能とする。

H28.４月　・「新事業展開・第二創業支援資金」「市内進出支援資金」を創設
・「創業者支援資金」の融資利率を0.2%引き下げ
・「景気対応緊急資金」の取扱いを継続
・「緊急経営基盤改善資金」の取扱いを恒常化し、新規運転資金の申込を可能とする。

H29.４月　・「新事業展開・第二創業支援資金」「市内進出支援資金」の融資期間（設備資金）を10年以内に延長
・「新事業展開・第二創業支援資金」の融資要件に、新たに会社等を設立し、新事業を実施する事業者を追加
・「ものづくり支援資金」の融資要件に、中小企業庁の「ものづくり補助金」、高岡商工会議所の「産業文化奨励事業」のいずれかの補助金の交付を受けた事業者を追加
・「商工業活性化資金」の機械設備等に係る融資限度額を5,000万円に引き上げ
・「企業立地促進資金」の資金使途に工場・事務所等の購入に要する資金を追加

H30.４月　・「伝統産業事業承継支援資金」「女性・若手起業者支援資金」を創設
・「一般創業者支援資金」の融資限度額を2,000万円に引き上げ、融資要件を緩和
・「商工業活性化資金」と「企業立地促進資金」を統合し、「設備投資支援資金」に名称変更
・「景気対応緊急資金」から「経営安定資金」に名称変更し、融資限度額を4,000万円に引き上げ
・「災害対応資金」の融資要件を緩和
・「緊急経営基盤改善資金」の融資要件を緩和
・「富山県緊急経営基盤改善資金（小口枠）」に係る保証料補給の認定を終了

H31.４月　・「伝統産業事業承継支援資金」の対象業種を製造業に拡大し、「事業承継支援資金」に名称変更
・「経営安定資金」の融資要件の一つに「倒産企業に対し30万円以上の債権を有すること」を加える。

R元.10月　・借換え対象資金に「緊急経営基盤改善資金」を追加

R２．５月　・市融資制度の取扱対象業種を変更（信用保証の取扱変更に伴うもの）

高岡市の融資制度一覧表（令和２年４月１日現在）

創業の支援

資　金　名	融　資　要　件	資金使途	融資限度額
一般創業者支援資金	1　高岡市内で開業予定又は開業して3年未満であること。 2　高岡商工会議所若しくは高岡市商工会又は中小企業診断士等に経営指導を受けること。 3　事業に必要な許認可等を取得していること。 4　中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。（風俗営業又は性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。） 5　納期が到来している市税を完納していること。 6　事業計画が妥当であり、これを実施する能力を有すると認められること。	運転資金 設備資金	2,000万円 女性・若手起業者支援資金の融資残高との合計で
女性・若手起業者支援資金	1　一般創業者支援資金の要件をすべて備えていること。 2　女性又は40歳以下の者であること。 （法人にあっては、代表者がこの要件を備えていること。）	運転資金 設備資金	700万円 一般創業者支援資金の融資残高との合計で

設備投資・事業拡大の支援

資　金　名		融　資　要　件	資金使途	融資限度額
設備投資支援資金		1　経営安定資金(P3)の融資要件１～４を備えていること。 2　市内で次のいずれかに該当する事業を行うもので、その事業費が100万円以上であること。 (1) 店舗、工場、事務所等の新築、増改築、改装、購入、賃借（保証金、敷金に限る）等 (2) 営業設備及び機械設備等の設置、改良、更新 (3) 従業員の福利厚生のための施設の設置 **※事前にお話をお聞かせください。ご利用可能か確認させていただきます。** **※事後に「事業完了届」を提出してください。**	設備資金	5,000万円 土地・建物の取得の場合は１億円 商工業活性化資金(H30.3月末取扱終了)、企業立地促進資金(H30.3月末取扱終了)の融資残高との合計で
事業拡大支援資金	ものづくり支援資金	1　経営安定資金(P3)の融資要件１～４を備えていること。 2　新技術・新商品・新サービスの研究・開発等新しい取組みを行う方で、過去2年以内に「高岡市新技術・新製品開発等支援補助金」、「高岡市戦略的販路開拓事業支援補助金」、「高岡市県ものづくり研究開発センター活用促進補助金」、「高岡市地域資源活用事業支援補助金」、中小企業庁の「ものづくり補助金」※、高岡商工会議所「産業文化奨励事業」のいずれかの補助金の交付を受けていること。 **※設備資金の場合、事後に「事業完了届」を提出してください。**	運転資金 設備資金	5,000万円 うち、運転資金は申込１回当たり1,000万円
	新事業展開・第二創業支援資金	1　市内で新事業（日本標準産業分類小分類が異なる事業）を開始する予定があること、又は開始して１年以内であること。 2　次の要件をすべて備えていること。 (1) アかイのいずれかに該当すること。 ア 従来の会社等で新事業を実施する場合 市内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有し、引き続き１年以上事業を営んでいること。 イ 新たに会社等を設立し、新事業を実施する場合 新たな会社等の代表者が、アの要件を満たす別の会社等の代表者と同一であること。 (2) 中小企業信用保険法第２条に規定する中小企業者。（風俗営業又は性風俗関連特殊営業等を含む業種は除く。） (3) 納期が到来している市税を完納していること。 (4) 事業計画が妥当であり、償還が計画通り行われると見込まれること。 **※設備資金の場合、事後に「事業完了届」を提出してください。**	運転資金 設備資金	5,000万円 うち、運転資金は申込１回当たり1,000万円
	市内進出支援資金	1　次の要件をすべて備えていること。 (1) 引き続き1年以上事業を営んでいること。 (2) 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。（風俗営業又は性風俗関連特殊営業等を含む業種は除く。） (3) 納期が到来している市税を完納していること。 (4) 事業計画が妥当であり、償還が計画通り行われると見込まれること。 2　次のいずれかの要件を満たすこと。 (1) 市内に初めて事業所等を設置予定又は設置して１年以内であること。 (2) 市外から市内に本社機能施設の移転を行う予定があること又は移転後１年以内であること。 3　当該資金の対象となる事業に関して、市内に建物若しくは土地を取得している又は取得する予定があること。 **※設備資金の場合、事後に「事業完了届」を提出してください。**	運転資金 設備資金	5,000万円 うち、運転資金は2,000万円

※平成31年度は「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」、平成30年度補正は「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」

貸付期間 （うち据置期間）	①融資利率(年) ②保証料率(年)	責任共有 対象	旧債務 借　換	同時借入 可能数(回)	償還方法	①保証人 ②担　保	申込先
運転資金　６年以内 （１年以内） 設備資金　７年以内 （１年以内）	①1.5% 以内 ②0.35～1.05% （市が全額補給※個人事業者で住所が高岡市外の方を除きます。）	原則無 ※ＮＰＯ法人の場合等は有	不可	3	原則として元金均等月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表権を有する者 ②原則不要 （土地・建物購入の場合、必要に応じて徴する）	産業企画課 産業建設課 （福岡総合行政センター内） 高岡商工会議所 高岡市商工会
	①1.3% 以内 ②0.35～1.05% （市が全額補給※個人事業者で住所が高岡市外の方を除きます。）			1			

貸付期間 （うち据置期間）	①融資利率(年) ②保証料率(年)	責任共有 対象	旧債務 借　換	同時借入 可能数(回)	償還方法	①保証人 ②担　保	申込先
10年以内 （１年以内）	①1.8% 以内 ②0.35～1.05% （市が全額補給）	有	不可	3	元金均等月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表権を有する者 ②原則不要 （土地・建物購入の場合、必要に応じて徴する）	産業企画課 産業建設課 （福岡総合行政センター内） 高岡商工会議所 高岡市商工会
運転資金　６年以内 （１年以内） 設備資金　10年以内 （１年以内）	①1.5% 以内 ②0.35～1.05% （市が全額補給）	有	不可	3	元金均等月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表権を有する者 ②原則不要 （土地・建物購入の場合、必要に応じて徴する）	
運転資金　６年以内 （１年以内） 設備資金　10年以内 （１年以内）	①1.5% 以内 ②0.35～1.05% （市が全額補給）	有	不可	3	元金均等月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表権を有する者 ②原則不要 （土地・建物購入の場合、必要に応じて徴する）	
運転資金　６年以内 （１年以内） 設備資金　10年以内 （１年以内）	①1.5% 以内 ②0.35～1.05% （市が全額補給）	有	不可	1	元金均等月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表権を有する者 ②原則不要 （土地・建物購入の場合、必要に応じて徴する）	

事業承継の支援

資　金　名	融　資　要　件	資金使途	融資限度額
事業承継支援資金	事業承継予定又は事業承継してから３年未満であって、次のいずれにも該当すること。 1　製造業等※１を営む中小企業者から事業承継を受けるものであること。※1欄外参照 2　次のいずれかの要件に該当していること。 (1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に規定する認定を受けていること。 (2) 過去2年以内に、中小企業庁の事業承継補助金の交付決定を受けていること。	運転資金 設備資金	5,000万円 うち、運転資金は申込１回当たり3,000万円

経営の安定・小規模企業の支援

資　金　名		融　資　要　件	資金使途	融資限度額
小口事業資金	一　般 小口枠	従業員20名（商業・サービス業は5名。ただし、宿泊業・娯楽業は20名）※2以下の事業者で(1)～(4)の要件をすべて備えていること。※2欄外参照 (1) 市内に住所又は主たる事業所を有し、1年以上同一事業を継続して営んでいること。 (2) 中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者。（風俗営業又は性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。） (3) 納期が到来している市税を完納していること。 (4) 事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行われると見込まれること。 注）零細小口枠はNPO法人は利用できません。（医業を主たる事業とするNPO法人は利用可能。）	運転資金 設備資金	2,000万円 零細小口枠、中小企業振興資金(H30.3月末取扱終了)の合計で
	零　細 小口枠			2,000万円 保証付融資残高との合計で
経営安定資金		次の１～５の要件をすべて備えていること。 1　市内に住所又は主たる事業所を有し、1年以上同一事業を継続して営んでいること。 2　中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。（風俗営業又は性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。） 3　納期が到来している市税を完納していること。 4　事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行われると見込まれること。 5　次のいずれかの要件に該当していること。 (1) 最近3か月の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期に比較して3%以上減少していること。 (2) 最近3か月又は直近決算の売上総利益率又は営業利益率が過去3年間のいずれかの年の同期と比較して3%以上減少していること。 (3) 最近1か月の売上原価が前年同期に比べて上昇していること。 (4) 倒産企業に対し、30万円以上の債権を有すること。 ※ 5(4)に該当する場合は、営業経歴が1年未満の中小企業者もご利用いただけます。	運転資金	4,000万円 ※3 小口事業資金、景気対応緊急資金(H30.3月末取扱終了)、中小企業振興資金「緊急資金」(H22.2月末取扱終了)との融資残高の合計で
緊急経営基盤改善資金		1　高岡市の融資制度の既往債務残高の借換を行うもので、次のいずれかの要件を備えていること。(借換対象資金は、P7参照) (1) 最近３か月の売上高が過去３年間のいずれかの年の同期に比較して５％以上減少していること。 (2) 最近３か月の売上総利益率又は営業利益率が過去３年間のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少していること。 2　経営改善計画を策定していること。 3　融資申込みの時点で、据置期間中でなく、融資後６か月を経過していること。 4　納期が到来している市税を完納していること。	借換資金 運転資金(運転資金のみの利用は不可)	2,000万円 うち、新規運転資金は借換と同額まで※4（上限1,000万円）
災害対応資金		1　次の要件をすべて備えていること。 (1) 市内に住所又は主たる事業所を有していること。 (2) 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。（風俗営業又は性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。） (3) 納期が到来している市税を完納していること。 2　過去１年以内に、市内で発生した火災、震災、風水害その他の災害により、自己の事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障をきたしていること。 3　高岡市が発行する「り災証明書」の交付を受けていること。 **※設備資金の場合、事後に「事業完了届」を提出してください。**	運転資金 設備資金	2,500万円
短期事業資金		市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいること。 **※風俗営業、媒介、金貸、質屋、興行等業種は除く。**	運転資金	300万円

※1 製造業、総合リース業、産業用・事務用機械機器賃貸業・機械修理業、ソフトウェア業、情報処理業、提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備清浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所、通信業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字制作業、情報通信技術利用業
※2 NPO法人の場合は従業員20名以下（商業・サービス業は5名以下）
※3 融資要件の5(4)に該当する場合は、債権額の範囲内であることが必要。

貸付期間 （うち据置期間）	①融資利率(年) ②保証料率(年)	責任共有 対象	旧債務 借　換	同時借入 可能数(回)	償還方法	①保証人 ②担　保	申込先
運転資金　５年以内 （１年以内） 設備資金　10年以内 （１年以内）	①1.3% 以内 ②0.35～1.05% （市が全額補給）	有	不可	1	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 （土地・建物購入の場合、必要に応じて徴する）	産業企画課 産業建設課 （福岡総合行政センター内） 高岡商工会議所 高岡市商工会

貸付期間 （うち据置期間）	①融資利率(年) ②保証料率(年)	責任共有 対象	旧債務 借　換	同時借入 可能数(回)	償還方法	①保証人 ②担　保	申込先
運転資金　５年以内 （６か月以内） ただし、「別に定める条件」を満たす場合は７年以内 ※5欄外参照	①1.8% 以内 ②0.6% 特別小口保険の場合は0.5%（いずれも市が全額補給）	有 ※特別小口保険の場合は無	P7注意事項参照	3	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 （土地・建物購入の場合、必要に応じて徴する）	産業企画課 産業建設課 （福岡総合行政センター内） 高岡商工会議所 高岡市商工会
設備資金　７年以内 （６か月以内）	①1.75% 以内 ②0.7% （市が全額補給）	無					
５年以内 （６か月以内） ただし、「別に定める条件」を満たす場合は７年以内 ※5欄外参照	①1.8% 以内 ②0.35～1.05% （市が全額補給）	有	不可	3	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要	
７年以内 （６か月以内）	①1.8% 以内 ②0.35～1.05% （市が全額補給）	有	P7注意事項参照	1	原則として元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要	
10年以内 （１年以内）	①1.6% 以内 ②0.35～1.05% （市が全額補給）	有	不可	3	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 （土地・建物購入の場合、必要に応じて徴する）	
６か月以内	1.8% 以内	―	不可	2	割賦又は 一括償還	①必要に応じて徴する ②原則不要	取扱金融機関 （金融機関に直接お申込みください）

※4 中小企業振興資金（H30.3月末取扱終了）の融資残高を借換える場合、新規運転資金の額にかかわらず、融資限度額は2,000万円

※5 別に定める条件・・・最近の決算において２期連続して経常赤字を計上しており、かつ市内の商工会議所、商工会又は中小企業支援センターにおいて経営指導を受けていること。

第６節　雇用・勤労者福祉の充実

１　若者の雇用の場の創出・就業促進

⑴　ＵＩＪターンによる人材確保推進事業

高岡商工会議所やハローワークと連携しながら、首都圏等から、市内企業等で活躍する人材の確保および移住・定住を推進している。

⑵　人材確保促進事業

・合同就職面接会の開催

・「新社会人のつどい」などの労働対策事業の共催

２　中高年齢者・障がい者の雇用対策

⑴　中高年齢者雇用促進事業

中高年齢者の就職意欲を向上させるとともに事業主の理解を高め、中高年齢者の雇用安定を図るため次の事業を実施している。

・合同就職面接会の開催

⑵　障がい者雇用促進事業

障がい者の就職意欲を向上させるとともに事業主の理解を高め、障がい者の雇用安定を図るため次の事業を実施している。

・障害者合同就職面接会

・障害者継続雇用奨励金交付制度

対　象　　国の特定求職者雇用開発助成金の対象となった市内居住の障害者を、助成金受給満了後も引き続き常用雇用する市内事業主

交付金　　障害者１人につき 12 万円（１回限り）

※同一年度内における１事業者の申請上限は４人まで

３　女性の雇用機会の充実・就業環境の整備

女性就労促進事業

男女雇用機会均等法等に沿った雇用管理や、女性の能力発揮のための積極的な取り組み、仕事と生活の両立に配慮した職場づくりを推進するため、次の事業を実施している。

・働く女性のメンタルヘルスセミナー

4　職業能力開発機会の充実

技能訓練対策事業

①　高岡市職業訓練センター

□　施設の概要

建築、左官、板金の３業種において技能講習会、指導員研修会を通じて技術の向上、後継者の育成を図っている。建築・板金の２業種においては、富山県の認定職業能力開発校として建築関連技能者の職業訓練を実施している。

・所 在 地　〒933-0014　高岡市野村 920 番地
・敷地面積　1,242.00 ㎡
・延床面積　１階　301.535 ㎡　　２階　301.535 ㎡　　計　603.07 ㎡
・構　　造　鉄筋コンクリート２階建
・開　　設　昭和 47 年 12 月
・連 絡 先　TEL 0766-24-6057

②　高岡市職業訓練生養成奨励金交付事業

雇用する従業員を建築・板金・左官の各職業能力開発校に入校させた事業主に対して助成措置を講ずることにより、新規学卒者や離職者等を雇用しようとする事業主の技術指導等に係る負担の軽減を図り、職業技術の向上と雇用機会の拡大に資することを目的として、平成 12 年度より奨励金を交付している。

奨励金交付対象者･･･市内に事業所を有する事業主で、訓練校に市内在住の従業員を職業訓練生として入校させた者

交付額･･･････････････１人当たり２万円

③　高岡市技能功労者表彰制度

本市では優れた技能者に対し、その功労を讃えるため毎年技能功労者表彰を行なっている。

この表彰は、昭和 56 年度から実施し令和 2 年度まで累計 707 名の優れた技能者を表彰している。

□　推薦基準

ｱ　本市に住所を有し、かつ厚生労働省職業分類表に定める職業に従事する技能者。

ｲ　その者の有する技能が優れていること。

ｳ　満 50 歳以上の者で、かつ現在も従事している職業に 20 年以上の経験を有していること。

ｴ　技能を通じて商工業の発展及び後継者の育成に寄与した者又は技能に関する工夫改善により生産性の向上に寄与した者であること。

ｵ　勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。

５　勤労者福祉の充実

(1)　中小企業退職金共済制度加入企業への支援【令和２年度で事業終了】

中小企業退職金共済制度は、独自に退職金制度をもつことが困難な中小企業に、国の援助で退職金を支払うことができるようにすることを目的としてつくられた制度である。中小企業退職金共済制度又は特定退職金共済制度に新しく加入した企業に対し、昭和 54 年より補助金を交付している。

□　制度の概要

従業員の共済掛金を１年間納めた場合、その掛金年額の 20%を補助する。

平成８年 12 月からは、従業員１人の限度額を 9,600 円から 12,000 円に引き上げている。（補助金の交付は、１回限り）

(2)　（公財）高岡市勤労者福祉サービスセンター

サービスセンターは、個々の企業では実施が難しい福祉厚生事業を共同化することにより、勤労者が楽しく安心して働ける職場づくりと人材の確保、定着及び企業の発展を図るため、各種事業を実施するものである。

□　組織の概要

・所　在　地　〒933-0935 高岡市博労本町４番１号(高岡市ふれあい福祉センター２階)
・開　　設　平成７年 10 月１日〔財団法人化平成９年４月１日、公益財団法人化平成 25 年４月１日〕
・対　　象　市内の中小企業で働く従業員と事業主
・会員事業所数　1,113 事業所(令和３年３月 31 日現在)
・会　員　数　9,003 名(令和３年３月 31 日現在)
・連　絡　先　TEL 0766-28-1080　　FAX 0766-28-1077

□　令和２年度事業の概要

ｱ　生活の安定及び財産形成に係る事業

生活資金の融資あっせん、中小企業退職金共済制度の啓発・普及、生きがい・健康等に関する講座の開催

ｲ　健康の維持増進に係る事業

人間ドック利用時の補助、健康の維持増進を目的とした講座の開催、スポーツ施設利用の割引、健康管理用品の割引斡旋

ｳ　自己啓発及び余暇活動に係る事業

各種教室・講座の開催やレクリエーション事業の実施、テーマパーク・入浴施設・動物園・提携している宿泊施設等の利用助成、チケットの割引斡旋

ｴ　給付に係る事業

慶弔、死亡、病気等の場合の給付金支給

ｵ　その他サービスセンターの目的を達成するために必要な事業

会員の拡大に向けた市内事業所への積極的な訪問、年４回のサービスセンターニュースの発行、ＨＰの運営等

(3)　高岡市勤労者余暇活用センター（サンライフ高岡）

勤労者の体力づくり、教養、趣味及びレクリエーションなど、勤労者の有意義な余暇活用を図るために設置した。

□　施設の概要

・所 在 地　　〒933-0126　高岡市城光寺 25 番地７

・敷地面積　　4,130.20 ㎡

・延床面積　　１階　1,007.91 ㎡　　２階　389.27 ㎡　　計　1,397.18 ㎡

・構　　造　　鉄筋コンクリート造２階建

・開　　設　　昭和 62 年 11 月 17 日

・施　　設　　１階　体育室：バレーボールコート　　１面
バドミントンコート　　３面
トレーニングルーム、事務室
２
階　研修室、会議室、多目的室、教養文化室

・連 絡 先　　TEL 0766-44-7073

・利 用 料　　一般　250 円　　小・中学生　110 円

第７節　観光資源の発掘と保存・活用

１　文化資産等を活かした観光振興

(1)　高岡御車山会館運営事業

高岡御車山会館は、国の重要有形・無形民俗文化財である「高岡御車山」を通年展示するとともに、その山車に凝縮された『ものづくりのまち高岡』の伝統工芸技術や、御車山を今日まで守り伝えてきた地域の文化を紹介し、保存・振興などを行っている。

また、まち歩きの拠点施設として位置づけ、賑わい創出や観光情報発信等を行っている。

(2)　万葉のふるさとづくり推進事業

高岡万葉まつりの開催を通して地域文化の高揚を図るとともに、全国各地に「万葉のふるさと高岡」をＰＲしている。

・開催概要

開催日　令和２年 10 月２日（金）・３日（土）・４日（日）
〔高岡ケーブルネットワークと YouTube で放映・配信〕

内　容　（令和２年度）第 40 回高岡万葉まつりは、コロナ禍での開催となり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、メーンイベントの「万葉集全 20 巻朗唱の会」では、万葉集の朗唱動画を募集し、万葉集全 4516 首をつなぎ放映・配信する形式での開催となった。動画での参加となったことで、万葉ゆかりの地や海外からも参加いただき、万葉ファンの裾野を広げることに繋がった。

２　広域観光の促進

広域観光推進事業

観光客の多様なニーズに対応し、飛越能経済観光都市懇談会、富山県西部地区観光協議会等の広域協議会構成関係自治体等と共同で、それぞれの魅力ある観光資源を活かした誘客促進に取り組んでいる。主な事業として、旅行商品の造成やモニターツアーを通じて、広域的な観光ルートをＰＲしているほか、外国語版ポータルサイトの構築やＳＮＳでの情報発信により、インバウンド誘致を実施している。

３　観光振興事業の充実

(公社)高岡市観光協会

歴史都市高岡の観光資源の効果的な活用や誘客活動の実施など、本市観光振興事業を積極的に推し進める組織。

□　組織等の概要

・所在地　　〒933-0029　高岡市御旅屋町 101 番地(御旅屋セリオ７Ｆ)
・設　立　　平成７年 11 月 24 日
・会員数　　209 名(市内事業所)　※令和３年６月 17 日現在
・会　長　　塩谷　雄一(高岡商工会議所会頭)

□　令和元年度事業の概要

事業規模は、高岡市からの補助事業及び委託事業を主体に自主財源を加えて、約 15,430 万円となっている。

①　観光推進事業

出向宣伝事業、キャンペーン活動、観光ボランティアガイド派遣事業、着地型旅行商品造成・販売、ホームページの管理、観光パンフレット、ポスター・リーフレット等を制作。

②　観光ボランティアガイド養成・研修事業

観光ボランティアガイド養成研修会、観光関連事業者研修会などを実施。また、企業担当者を対象として、商用等で企業を訪れた人を案内する「たかおか観光案内人」研修会を実施している。

③　観光案内所運営事業

新高岡駅・高岡駅・雨晴駅の観光案内所における、観光客のニーズに合わせた観光案内サービスの充実に努めている。

④　イベント開催事業

高岡桜まつりの開催及びイベントへの支援。

⑤　観光関係団体との連携及び保存会等育成事業

とやま観光推進機構・富山県西部地区観光協議会等との連携、大仏奉賛会・瑞龍寺保存会等の育成事業を実施。

⑥　観光大使事業

高岡万葉大使による各種観光キャンペーン等への参加・ＰＲ活動により、高岡の観光ＰＲ及びイメージアップを図っている。

また、各分野において活躍する市出身者や市に関係の深い方々に高岡市観光親善大使として委嘱し、ふるさと高岡の知名度向上に協力をいただいている。

⑦　高岡フィルムコミッション事業

映像を活かして、高岡の知名度アップや観光客の誘致を図るため、映画やテレビドラマ等のロケを高岡に誘致し、制作活動に協力、支援を行っている。（平成 13 年３月に高岡フィルムコミッションを全国で５番目に設立）

⑧　外国人観光客誘致事業

岐阜県郡上市や市内観光関係団体と連携し、台湾・香港を中心とした誘客活動を行っている。

⑨　コンベンションの誘致・支援事業

県や富山コンベンションビューローなどと連携し、イベント、学会、研究会及びスポーツ大会などの誘致活動及び開催支援によりコンベンションの誘致に積極的に取り組んでいる。

⑩　旅行商品等企画造成事業

着地型旅行商品を開発、商品化した市内旅行業者に対し、ツアー開発・造成経費を支援している。

第８節　イメージアップ・誘致活動の強化

(1)　観光宣伝事業

祭・イベントポスターや観光パンフレット「まわるん」等の制作を行うとともに、大都市圏や北陸新幹線沿線都市等での出向宣伝を積極的に展開している。

(2)　観光客受入れ体制整備事業

本市には、「あいの風」「保与の会」「比奈の会」「町なみを考える藤グループ」「やまたちばな」「さくらの会」などの観光ボランティアガイドグループが活動しており、そのグループ運営を支援している。また、観光事業に携わる一人ひとりの「もてなしの心」の醸成を図るとともに、観光ボランティアガイドの資質の向上と、新たな観光ボランティアガイドを育成するため、観光ボランティアガイド養成研修会、観光事業関係者研修会、外国語ガイド養成講座を開催している。

- **観光ボランティアガイド（養成研修会の開催）**

  観光ボランティアガイドに対し、観光面にとどまらず、地域の自然、歴史、文化、産業などの多方面にわたる専門的な研修会。

- **観光事業関係者研修会の開催**

  ホテル、旅館、タクシーなどの観光関連業従事者を対象とした観光客に対するマナーやもてなしの心を育てるための研修会。

- **外国語ガイド養成講座**

  外国人観光客むけに理解を促進するため市民の学習機会を提供し、新しい観光ボランティアガイドの人材を発掘、養成するための学習会。

(3) 観光駐車場の整備

観光バスや自家用車で訪れる方の利便性を向上させるため、国宝瑞龍寺や山町筋等の主要観光地に適切な規模の観光駐車場を整備・管理している。

駐車場名	駐車台数	設置年月日	備　考
高岡大仏観光駐車場	普通車　4台	平成7年4月15日	・トイレ有（大仏前公園内）
瑞龍寺・八丁道第一観光駐車場	普通車　14台 大型バス　13台	平成10年8月1日	・トイレ有(多目的トイレ有) ・電気自動車充電スタンド有
山町筋観光駐車場	普通車　12台 大型バス　3台	平成14年4月1日	・トイレ有 (多目的トイレ有)
伏木駅前観光駐車場	普通車　21台 大型バス　4台	平成17年5月25日	・トイレ有り (多目的トイレ有) ・電気自動車充電スタンド有
高岡大仏大型観光バス駐車場	大型バス　2台	平成20年4月1日	
金屋町・山町筋観光バス専用駐車場	大型バス　4台	平成28年4月1日	
末広・御旅屋大型観光バス駐車場	大型バス　4台	令和2年4月28日	

(4) 観光客誘導標識等設置事業

県内外からの来訪者の利便性を図るため、市内の主要道路に「高岡市新サイン計画」に基づく誘導標識、観光案内板を設置・更新している。

(5) 祭行事・イベント振興事業

高岡桜まつり、高岡七夕まつり、高岡万葉まつり、日本海高岡なべ祭り等、四季を通して多彩な祭りやイベントを行っているほか、祭行事・イベントの活性化と街の賑わい創出のため、高岡御車山祭、伏木曳山祭、福岡町つくりもんまつり、戸出七夕まつり、中田かかし祭など地域の祭りやその実施団体に対して、積極的に支援を行っている。

(6) たかおか観光戦略ネットワーク事業

学識経験者、観光事業関係者、観光ボランティア等による「たかおか観光戦略ネットワーク」を組織し、本市の観光施策、観光戦略策定、市内観光拠点のネットワーク化及びその実施手法について検討し、具体的な施策・事業に取り組んでいる。

(7) 食のブランド推進事業

観光魅力向上の一環として、本市ならではの食のもてなしを推進し、商工会議所、農協をはじめとする関係団体らと「高岡食のブランド推進実行委員会」を組織し、「高岡昆布百選」の開発、普及、啓発を行っている。

(8) まちなか観光タクシー支援事業

観光客が、タクシーで移動する際の利便性向上を図るため、市内の主要観光施設５か所と新高岡駅に通話料無料でタクシーを呼出しできる電話機を設置している。

(9) ふるさと土産品開発事業

本市の優れた土産品の周知・拡大及び新たな観光土産品の開発・育成を促している。

第９節　国内・国外交流の推進

交流人口の拡大

新しい生活様式などへの対応を前提としながら、コンベンションをはじめとする会議等を誘致し、交流人口の拡大に取り組んでいる。

第 10 節　インバウンドの推進

外国人観光客誘致の推進

新型コロナウイルスの影響により激減した外国人観光客の回復に向け、SNS 等での情報発信により、台湾をはじめとする諸国への誘客について取り組むとともに、受け入れ環境の充実に取り組んでいる。

第 11 節　商業・サービス業の振興

１　卸売業の強化

地方卸売市場

地方卸売市場は、昭和 40 年の開設以来、県西部全域の生鮮食料品等の流通の中核として重要な使命を担ってきている。

卸売市場をめぐっては、人口減による食料消費の減少、消費者ニーズの多様化、農林水産物の流通構造の変化など大きな変化が見られ、卸売市場経由率の低下や取扱金額の減少等の状況にある。

地方卸売市場は県西部流通圏唯一の地域拠点市場であり、今後とも生鮮食料品等の流通の中核を担う社会システムとして、応えていくことができるよう中長期的な展望にたって、生鮮食料品等の円滑かつ効率的な流通を図っている。

２　地域と商店街との連携促進

⑴　えき近夕市開催事業

高岡駅南北自由通路「万葉ロード」において、周辺住民の消費者ニーズに応え、中心市街地の賑わい創出と地産地消の推進を図るため、野菜や果物等を週 2 回販売する。

⑵　つくりもん市開催事業

福岡町の中心部において、さくらまつり、つくりもんまつり等の開催に合わせ、フリーマーケット等を開催する。

⑶　各種団体等への支援

高岡商工会議所及び高岡市商工会をはじめ、各種団体の活動を支援する。

⑷　買い物サービス支援モデル事業

買い物サービス事業の創業・事業拡大に必要な初期費用の一部を支援する。

３　商店街等への商業集積

⑴　商店街の環境施設整備事業

商店街の公共性を有する共同施設（アーケード、カラー舗装、照明施設等）等の整備事業に対し「高岡市産業集積促進条例」に基づき助成を行う。

区分	助成の種類	助 成 の 条 件	助 成 の 額	限 度 額
共同化施設を設置した場合	事業助成金 (公共性を有する共同化施設を設置した場合)	○照明施設	○施設設置費×30／100	5 百万円
		○アーケード、タイル舗装、カラー舗装及びストリート・ファニチャー	○施設設置費×30／100	1 千万円 ただし、設置費が 5 千万円を超えるときは、その越える部分の百分の十に相当する額と 1 千万円とを合算した額
		○商店街の共同駐車場	○施設設置費 (土地についてはその 1／2 に相当する額) ×20／100	3 千万円 ただし、設置費が 2 億円を超えるときは、その越える部分の百分の十に相当する額と 3 千万円とを合算した額
		○その他市長が必要と認める施設	○施設設置費×30／100	1 千万円
	利子補給金 (上記以外の共同化施設を設置した場合)	○高度化事業	○高度化資金借入利子 借入利子×3 年間×1／2	
設置した場合集団化施設を	公共的施設の整備	○集団化事業	○施設設置費×3／100	

注　共同化事業または集団化事業を行った場合の助成措置は、事業助成金、利子補給金、公共的施設の整備のうちいずれか一つが適用される。

(2)　商店街街路灯等電気料助成事業

明るくにぎわいのある商店街環境を確保し、商店街活動の健全な運営を図るため、商店街団体が設置した街路灯及びアーケード等に附属した照明に要する電気料金に 100 分の 15 を乗じた額を助成する。なお、ＬＥＤ化した街路灯等に要する電気料金の助成については、補助率を 100 分の 30 に拡充している。

第 12 節　中心市街地活性化の推進

１　高岡市中心市街地活性化基本計画の策定

（※令和３年度　都市経営課から移管）

中心市街地の活性化を図ることを目的に、国において平成 18 年５月に中心市街地活性化法と都市計画法が改正された。

本市においては、この法改正を契機として中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上を総合的に推進するため平成 19 年 11 月に高岡市中心市街地活性化基本計画を策定した。

平成 24 年３月には「第２期高岡市中心市街地活性化基本計画」を、平成 29 年３月には「第３期高岡市中心市街地活性化基本計画」を策定し、中心市街地の活性化に向け事業を推進している。

①　第３期計画の概要

〈認　定　日〉　平成 29 年３月 24 日

〈計画期間〉　平成 29 年４月から令和４年３月まで（５年）

〈基本方針・活性化の目標・指標・数値目標〉

－行き交う人で賑わうまち－

交流人口の拡大

・主要観光施設における観光客入込み数：447 千人（H27）⇒528 千人（Ｒ３）

・中心商店街（３地点）における平日・休日の歩行者・自転車通行量の平均値：16,670 人（H27）⇒17,670 人（Ｒ３）

－住む人、働く人で賑わうまち－

まちなか居住と生活サービス・事業創出機能の充実

・中心市街地における居住人口の社会増減数：
33 人減少（H27.10 月～H28. ９月）⇒600 人増加（H29 年度～Ｒ３年度）

・中心市街地・観光地周辺における新規開業店舗数：
39 件（H23 年度～27 年度）⇒50 件（H29 年度～Ｒ３年度）

〈事　業　数〉　92 事業(R３．３.31 現在)

〈主な事業〉

・高岡駅前東地区整備事業（地権者と共に実現化に向けた計画の策定や民間事業の開発支援、周辺環境の整備）

・まちなか防災モデル事業（博労地区）（密集市街地対策、地籍調査、空き家対策、浸水対策）

・金屋町鋳物師町工房（仮称）整備事業（鋳物工房の整備）

・金屋町重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業（伝統的建造物の修理等）

・まちなか住宅取得支援事業（戸建住宅の新築、住宅・マンションの取得等に対する支援）
・中心商店街拠点開発事業（末広地区）（老朽ビルを共同住宅、商業施設、公益施設が入る複合ビルへの建替え）
・歴史的資産を活用した町家再生事業（空き店舗をリノベーションし、新たな活用を図る）
・金屋町定住体験施設整備事業（空き家を移住・定住体験施設として整備）
・旧赤レンガの銀行活用事業（銀行本店移転後の建物の利活用を図る）
・リノベーションまちづくり事業（リノベーションの手法を学ぶスクールの開催等）

２　商店街の活性化の促進

(1)　空き店舗活用推進事業

厳しい経営環境のなかで個店の転廃業が進み、商店街における店舗数が減少し、商店街の衰退が進んでいる。また、国宝瑞龍寺をはじめ、本市の観光地を魅力あるものとするため、観光資源周辺に土産物店の立地を促し、時間消費型観光を推進する必要がある。ついては、魅力ある商業空間と観光地を形成するため、地域特性に応じた店舗開業等を支援する。

①　中心市街地賑わい創出開業等支援事業

高岡市中心市街地活性化基本計画に示す中心市街地の商店街において、主に昼間営業を行う物販、飲食・サービス業等の一般店舗、生鮮３品取扱店舗、オフィス等の新規開業者や出店を可能とする店舗の改修、取得等を行う大家等に対し市が助成を行う。

なお、平成 29 年度から重点支援区域を設定し、補助率と限度額を拡充している。

ア　一般店舗出店者への支援

改装費補助：２分の 1(上限 75 万円)※重点支援区域内上限 100 万円
家賃補助：４分の 1(上限５万円/月）を１年間※重点支援区域内３分の 1（上限 10 万円/月）

イ　生鮮３品取扱店舗出店者への支援

改装費補助：３分の 1(上限 150 万円※)
※大型商業施設内の場合、条件により上限 1,000 万円
家賃補助　：３分の 1(上限 10 万円/月)を２年間
※大型商業施設内の場合、条件により上限 20 万円/月

ウ　オフィス出店者への支援

家賃補助　：３分の２(上限 10 万円/月)を１年間

エ　大家もしくは自己所有店舗による出店者への支援

改修費補助：２分の１（上限 75 万円）※重点支援区域内上限 100 万円

店舗取得費・建設費補助：５分の１（上限 200 万円）

②　観光地魅力アップ開業等支援事業

国宝瑞龍寺・八丁道・前田利長墓所、高岡大仏、山町筋、金屋町、勝興寺、雨晴海岸、瑞龍寺道の周辺の指定された沿道において、主に昼間営業を行う土産物店等の出店や出店を可能とする店舗の改修、取得等を行う大家等に対し市が助成を行う。

ア　出店者への支援

改装費補助：２分の１（上限 75 万円）

家賃補助　：４分の１（上限５万円/月）を１年間

イ　大家への支援

改修費補助：２分の１（上限 75 万円）

建物取得費・土地取得費・建設費補助：５分の１（上限 200 万円）

③　空き店舗における開業支援事業

市内に立地する商店街において、商店街団体等が空き店舗における新規開業者に対し、店舗改装費、家賃、商店街共同経費等を支援する場合、市が助成を行う。

ア　商店街団体等への支援

改装費補助：３分の１（上限 50 万円）

家賃補助　：３分の１（上限５万円/月）を１年間

④　中心市街地活性化施設の活用

・　中心商店街活性化センター「わろんが」の設置

御旅屋通商店街の空き店舗を活用し、喫茶・休憩コーナー、多目的トイレを設置し、展示会、イベント及び会合等に対応したギャラリー及び会議室を提供する。

⑵　たかまちプロムナード事業

高岡駅を起点に末広町通り、御旅屋通りを経て高岡大仏前に至る代表的なルートのストリートビジョンに基づき、商店街の顔づくりのための具体的方策について研究を行う。それを踏まえてパイロット的な事業に取り組み、中心市街地の賑わい創出と魅力の向上の道筋を定める。

⑶　歴史的資産を活用した町家再生事業

観光地の更なる魅力向上と中心市街地の活性化を図るため、土蔵造りの町家が建ち並ぶ「山町筋重要伝統的建造物群保存地区」において空き店舗となっている伝統的建造物を、民間団体が主体となってリノベーションし活用する取り組みに

対し支援する。

(4) 芸文ギャラリー運営事業

富山大学芸術文化学部と連携し、中心市街地において、学生をはじめとした若者や、ものづくりやまちづくりに関心のある者が集まる活動拠点としてギャラリーを運営する（一社）芸文ギャラリーの活動に参画・支援する。

(5) 高岡駅前地下街交流・情報発信事業

高岡駅前地下街公共スペース（勉強カフェ、マルチルーム）において、市民交流、情報の創造発信、街の滞在魅力向上を図り、高岡駅周辺並びに中心商店街の賑わい創出及び地域活動の促進につなげるため、学習のサポート、カルチャー教室の開催などの事業を実施する。

(6) ミラレ金屋町

江戸時代の趣を今に残す伝統的町屋が現在も生活の場として受け継がれる、金屋町の魅力を、「見て、知って、体験する」事業として、イベントを開催する。

令和元年度は工芸都市高岡クラフトコンペティション、高岡クラフト市場街との連携開催を通じ、「ものづくりのまち高岡」の発信力強化と中心市街地の賑わい創出を図る。

３　まちづくり活動への総合的な支援

⑴　ＴＭＯへの支援

平成 12 年に策定した「高岡市中心市街地活性化基本計画」に基づき、高岡商工会議所がＴＭＯとなって中心市街地の活性化を図ってきたところであるが、平成 17 年４月にＴＭＯの組織強化を図り、更なる中心市街地の活性化を推進するため、第三セクターの末広開発㈱にまちづくり事業部を設置し、ＴＭＯを移管した。

新しいＴＭＯでは、これまでＴＭＯ事業や商店街の活動に加え、幅広い市民や事業者、学生、市民団体などが互いに連携する市民参加によるまちづくりを進めることにしている。

①　中心市街地商店街活性化推進事業

平成 16 年２月に中心商店街、大型商業店舗、ＴＭＯ、行政等により設置された「たかまち街づくり協議会」において、七夕まつり、万葉まつり、なべ祭りの期間中、さまざまなイベント等を開催する。また、これからの中心商店街の主要消費者である高齢者層を対象とした高齢者ごりやく事業の実施や中心商店街の賑

わい創出のため、獅子舞を中心とした民俗芸能の大競演会を開催する。

②　土蔵造りのある山町筋イベント開催事業

普段公開されていない山町筋の歴史的建造物を一般公開するとともに、その建造物や空き店舗を利用し、イベントを開催する。

③　まちなか魅力再発見事業

まちなかへ多くの市民を集客し、複合商業施設「エルパセオ」の魅力度・認知度をさらに高めるため、その欧風な外観イメージにマッチしたパン市場（マルシェ）を開催するとともに、一層の集客と滞在効果を高めるための音楽ライブを催す。

④　まちなか情報発信事業

インターネットによる「たかおかストリート」を通して、中心商店街での買い物やイベントの情報を消費者に発信する。

⑤　元気商業者・事業者等への支援事業

中心市街地活性化に寄与するため、異業種の若手経営者により構成された「元気たかおか未来会議」を支援する。

⑥　まちなか回遊性促進事業

中心市街地において、「街中ガイド」・「街中クリーン」・「レンタルサイクル」の役割を担うボランティアスタッフ「まちなか元気案内人（concierge ｺﾝｼｪﾙｼﾞｭ）」を組織し、活動している。

(2) まちづくり資金支援事業

中心市街地、周辺市街地及び観光地の低利用・未活用物件をリノベーションし、まちの再生を図るため、空き地、空き店舗及び空き家を取得または賃借するとともに、自ら店舗等を営業し、又は賃貸する事業を行う者に対し、必要となる資金の借り入れに係る利子及び保証料に対し助成を行う。

(3) リノベーションまちづくり事業

平成 29 年度より実施。空き家、空き店舗など遊休資産の利活用による「リノベーションまちづくり」を展開するため、担い手育成と実事業化人的ネットワークづくりに資する「リノベーションスクール」の開催と、受講生らの実事業化に向けたフォローアップを行う。

第 13 節　港湾の整備・活用

１　ポートセールスの強化

(1)　ＲＯＲＯ船定期航路開設支援事業

伏木港と苫小牧港の間で季節運航されている*RORO 船について、安定的な貨物の確保、集荷促進に努めることで便数の増、通年運航化を図り、港湾物流の活性化を目指すため、RORO 船を利用する市内企業の新規貨物若しくは前年度からの増加貨物に対して助成する。

***RORO 船**

船の前後の車両通行路からトラック・トレーラーが直接荷物を積み降ろしする貨物船

貨物の区分	荷主の事業所の所在地	助成額（１台当たり）
伏木港からの移出貨物	高岡市内	２万円
	その他	１万円
苫小牧港からの移入貨物	高岡市内	３万円
	その他	２万円

※当該年度当たりの上限額 30 万円

(2)　みなと振興事業

市の海の玄関口である伏木港の振興を図るため、伏木港海運振興会など関係団体と連携し、船会社・旅行会社に対するポートセールス等を行う。また、港湾機能の整備・拡充を国・県及び関係機関へ働きかける伏木外港建設促進期成同盟会など関係団体に支援を行う。

一方、７月の海の月間にあわせ、伏木・太田・牧野地区の小学校児童を対象に伏木富山港に関する地域学習を実施することで、みなとまちづくり意識の向上に努める。

２　クルーズ船受入態勢の充実

(1)　クルーズ船受入事業

クルーズ客船が寄港する際に、ふ頭での歓送迎イベントの実施や観光案内・特産品販売ブース等を設置するとともに、歓迎行事やお見送り等に参加する人々を募るなど受け入れ体制を整え、乗船客等の満足度の向上を図り、クルーズ船の寄港回数の増加につなげることで港湾の振興に努める。

また、市内への経済効果を向上させる取り組みとして、中心市街地及び伏木巡回シャトルバスによる誘導やまちなかでの観光案内・通訳ボランティアの配置、無料レンタルサイクルの提供などを行うとともに、市内の有料観光地等をツアーに組み込んだ旅行会社等に助成し、市内観光への誘導を図る。さらに、クルーズ

船誘致の取組みとして船舶給水に掛かる費用の一部を助成する。

ｱ　　市内の有料観光地等を組み込んだツアーに対する助成

バスツアー内容	クルーズ寄港地	助成額（バス 1 台当たり）
⑴　有料観光地等を２箇所以上かつ、うち１箇所が入場料、入館料等を支払って見学等を行う公共施設（以下「公共有料観光施設」という。）を組み込んだもの	ア　伏木港	２万円
	イ　富山新港、富山港又は金沢港	１万円
⑵　有料観光地等を２箇所以上かつ、公共有料観光施設及び飲食施設の両方を組み込んだもの	ア　伏木港	３万円
	イ　富山新港、富山港又は金沢港	１万５千円

ｲ　船舶給水に対する助成

外国船：１トンあたり 260 円

日本船：１トンあたり 170 円

⑵　伏木港まつり補助事業

伏木港まつりは、明治 32 年に伏木港が開港場としての事務を開始した８月４日を記念し大祝賀会を行った事にちなみ、毎年概ね８月４日付近の土・日に開催されている。伏木地区（伏木・古府・太田）の自治会や住民、港に関わりのある地元企業などが一体となり、海上安全祈願祭や船舶の一般公開、花火大会、民謡踊りまちながしなどを実施しており、港の賑わいづくりのため実施団体に対して支援を行う。